

第百二十三回 参議院外務委員会會議録第四号

平成四年四月十四日(火曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

四月十四日

辞任

宮澤

弘君

補欠選任

関根 則之君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

大鷹 淑子君

成瀬 守重君

山岡 賢次君

松前 達郎君

高井 和伸君

委員

久世 公典君

関口 恵造君

関根 則之君

原 文兵衛君

宮澤 弘君

久保田真苗君

田 英夫君

堂本 曉子君

矢田部 理君

黒柳 明君

立木 洋君

猪木 寛至君

国務大臣

外務大臣

渡辺美智雄君

政府委員

法務大臣官房審議官

本間 達三君

外務大臣官房領事移住部長

荒 義尚君

外務省アジア局長

外務省北米局長

外務省欧亜局長

外務省中近東アフリカ局長

外務省条約局長

外務省国際連合局長

文部省学術国際局長

労働省職業安定局長

常任委員会専門員

外務大臣官房外務参事官

大蔵省主税局国際租税課長

大蔵省国際金融局開発政策課長

自治大臣官房企画室長

自治省行政局振興課長

谷野作太郎君

佐藤 行雄君

兵藤 長雄君

小原 武君

柳井 俊二君

丹波 實君

長谷川善一君

伊藤 欣士君

辻 啓明君

阿部 信泰君

志賀 櫻君

溝口善兵衛君

牧之内隆久君

芳山 達郎君

本日の會議に付した案件

○旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大鷹淑子君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

旅券法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田英夫君 旅券法ですが、改正点については私も賛成であります。むしろ遅きに失したのじやないか、もつといわゆるMRPなどは早くできなかつたかなという感じがするのです。というのは、恐らく日本は世界でも最も海外に出る人が多い国だと思ふのです。ちよつと数字を教えていただきたいのですけれども、昨年で一体どのくらいの方が海外へ出ていくか。海外へ出た方ですね、旅券というよりも。○政府委員(荒義尚君) 私ども持っている数字でございまして、一昨年で千九十九万人でござい

ます。○田英夫君 そうなりますと、出る方そしてそれを受け入れる国を含めまして世界的にMRPが一日も早く普及しないと、日本人が外国へ行つて迷惑をかけるというか、もうそういう時代になつてきているのじやないだろうかと思ひます。

今、外国で既にMRPを導入している国というのは十カ国ぐらいと聞いていますが、どういふ国ですか。

○政府委員(荒義尚君) 現在までにMRPを導入しております国は順次申し上げますと、米国、カナダ、豪州、ドイツ、英国、シンガポール、フィリピン、ランド、スウェーデン、タイ及びコトジボワールの十カ国でございます。

○田英夫君 そう言つては失礼ですが、必ずしも先進国とも言えない。そういう中で技術的にもう日本は世界で最も進んだ国だと思ひます。し、このMRPの導入が十カ国ですからまだそんなに多いとは言えないけれども、日本がおくれている原因というのは一体何ですか。

○政府委員(荒義尚君) 私どもは六十三年ごろからMRPの導入についての検討を始めました。先生御承知のとおり、MRP導入に伴ひましてい

ろな機械が必要でございまして、その開発にまず三、四年かかたというところでござい

ます。それで、ただいまお話がありましたように、こ

としの十一月一日をもつて導入を検討しておりますけれども、そうしますと我が国は一応十一番目ということ、それが遅いと言われればあれかもしれ

ませんが、トップではございせんが、世界の趨勢には十分に乘つてやつておるといふふうに考

えております。

○田英夫君 大変技術的なことですけれども、型が小さくなりますね。そうすると、今までの旅券のつくり方と、数も多くなつてくるからつくり方

自体を変えるのですか。

○政府委員(荒義尚君) MRP旅券、ここに見本をお持ちいたしましたけれども、一番つくり方が違ひますのは、従来の写真それから身分事項を書くページを一枚にしまして、これにラミネートと英語で申しますが、いわゆる焼きつけの方式をとるといふ点が一番の違いでござい

○政府委員(荒瀬尚君) ただいま先生御指摘の旅券の経緯でございますけれども、二点だけ説明させていただきます。御指摘のとおり、昭和二十六年に旅券法が施行されて、そのときは一往復が原則で、数回もありましたが二年原則と。それを昭和四十五年にその例外的に出している数回旅券の二年という部分の二年を五年にしました。それで、平成元年でございまして、元年改正で数回五年、これを原則にしたという経緯でございます。

ただいま御指摘の第三次行革審の世界の中の日本部会でも、この際五年ではなくて十年というふうな長期のものの導入についていろいろ御審議が行われていることは私も承知しております。私もとしましては、基本的に国民の負担軽減それから事務の簡素化という観点から、いろいろ技術的な点がクリアされれば将来的には旅券の期間を延長するという方向で検討したいというふうに現在考えております。

○田英夫君 使う側からすればそれは長い方がいいわけだし、再交付を受ける手続というの長くなければいいわけですから、その辺はこれだけ人数が多くなってくると考えていただきたいという気がします。

それから郵便局で旅券を交付できるようにしたいというか、したらかどうかというのをこれは郵政省で考えているようですが、外務省はこの点はどういうふうに考えますか。

○政府委員(荒瀬尚君) 私ども一般論としまして、旅券発給というのは行政サービスの大事な仕事であるということをご認識しております。したがって、国民の皆様の負担軽減という意味では旅券発給窓口はなるべくふやしていくということが我々の基本的な立場でございます。自治省及び都道府県とも話しまして、都道府県側の窓口は今非常にふえており、例えば平成元年では全国で百九十四カ所の発給窓口がございましたけれども、きょう現在ではたしか二百三十三までいってあるということで都道府県側が非常に窓口の増設に力

を入れておる、私もそれはもちろめ今後とも拡充したいと思っております。

それで、御指摘の郵便局で旅券発給事務を行ってはどうかという問題でございますけれども、はつきり申しますといろいろ簡単にいかない点があります。例えば窓口担当職員の養成であるとかそれから各窓口コンピュータ端末を入れるとか、そうすると費用をだれがどう負担するかというふうなこと、それからそうしますとどうしても手数料をまた増額ということも考えざるを得ない、いろいろございまして我々慎重に検討しているところでございます。ただし、例えば離島であるとか僻地とかというところにきましてはこれは検討に値する問題だというふうに受けとめて、今、内々検討はしております。

○田英夫君 旅券に関係していわゆる出入国の問題で伺っておきたいと思うのですが、最近、不法入国といいますが、ビザをとつても目的外のことを国内でやっているというふうな言つてもいいのかもしれないんですが、そういう不法入国外国人が増しているというふうな言われておりますし、現によく見かけます。イランの人がなぜか非常に多いということも聞いておりますが、上野の山のハトがいなくなつたやつたという、うわさですけれどもね。これは、そういうことまで言われている。あの辺もよく見かけますし、それから大臣の県になります。栃木県とか群馬県とか茨城県とか、この近県の私鉄沿線にそうした人たちが多いということも言われているし、現に見かけます。

これは一体、日本の政府の政策として不法なものですから、不法だと言つて退去させてしまえばそれまでなのですが、現にしかし大勢の人が入つてきて、かなり入口で帰されてもおかつ国内にいます。一つはこれは当然労働力として、特に三Kと言われるような労働力として日本で仕事をします。今、日本ではただでさえ労働力が不足しているという状況で日本人は特に三Kを嫌がるという状況を見れば、現実的にはこの人たちの存在というのはある意味では日本は助かっているといえます。

か、そういうことも言わざるを得ない。

この辺で、これは一番最初に副総理でもある大臣に伺いたいのですけれども、日本のこの外国人労働力をどう考えるかという、そのいわば哲学ですね、これが明確でないから結果的に不法と言われるような人たちが大勢出てしまつたということが言えるのじゃないだろうか。これは労働省もおいでいただいておりますけれども、まず大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私の考えは、安易に単純労働者を必要だからといつてどんどん入れるということについては消極的なのです。

その理由は、やはり国内でできるだけ合理化、省力化というものを、必要は発明の母ですから、苦しければ苦しむにいろいろ考えるのだけれども、安易に入れてしまふというふうな省省力化、合理化の意欲がなくなるといふことが一つですね。それから景気のいいときはばかりあるわけじゃない。それから資本主義社会は波がありますから、ドイツで一時不況のときに何万という人に居座られちゃつて、それで非常にそれが教育とか治安とかそういう面で問題を起こした。もう経験済みなのです。

そこで、やはり我々日本人と同じような待遇をするということになると莫大な金が、年金とか医療で金がかかるという問題があるし、それがうまくいかなきゃどうしたって治安に影響が出てくる、こういうふうな問題等がありまして、我々は、できるだけ日本人がやつた方がいい、しかしながらある一定の技術研修とかそういうふうなことで二年なら二年で必ず帰るという約束がきちんとしてくるものは技術移転というふうな点からも結構なことでありますから、その相手の国が責任を持つてそれは引き取るべきはちゃんと期間が来たら引き取るというふうなものについては私は入れたらいいという考えなのです。

したがって、政府の立場は、そういう問題を勘案しながら慎重に検討するというのが政府の結論的な統一見解であります。

○田英夫君 私もかつて西ドイツで現場を見ましたし、ヨーロッパの先進国は同じような体験をして、今、大臣が言われたとおりのことがあつたわけですね。

同時に日本の場合、これは政府がとら申しませんが、これは間違いなく単一民族であるというふうな、これは間違いなく、かつて総理大臣でそういうことを言われて後で訂正された方もありますが、そういう観念が何となくあつて外国人を入れたくないというところがあるならば、これはまた世界の中の日本ではないということ、今二年間に限つて約束を守られるならばと言われたその辺のところが一つの技術的な考え方ではないかと思ひます。

労働省おいでいただいていると思ひますが、その辺は労働省としてはどうお考えになりますか。

○政府委員(伊藤政司君) 今、御質問につきまして外務大臣から御答弁ございましたように、我が国の政府は専門的、技術的な能力を有する外国人の方々に限つてはできるだけ広く入つてきたただのだけれども、いわゆる単純労働者の受け入れについては十分慎重に対処する、対応するということが基本方針になっておるわけでございます。

いわゆる単純労働者の受け入れの問題につきましては、最近、労働力不足等を背景に種々御議論があることは十分承知しておりますけれども、まず国内で人手不足だと言われておりますけれども、高齢者の方々であるとか女子の方々であるとかいうような雇用機会が不足しておられる方々が結構いらつしやるわけです。例えば定年を六十から六十五歳にする必要があるんじゃないかと、そういう問題がございまして。

それから今言われておりますように、三K労働というふうな形で、外国人労働者の方々はこういう仕事、日本人はこういう仕事というふうな形、先生御案内だと思ひます労働市場の分断化、二重構造というのが生ずる。これは我が国にとつても決して望ましいことではないだろう。また、先生のおっしゃるような趣旨に反するだろうと思ひるので

地域で外国人が急増いたしております、言語の問題、生活習慣の違いの問題等いろいろな問題が生じております。そういう外国人の生活を支援いたしますために市町村におきまして相談窓口を設置している例があると承知をいたしております

も、いよいよ北朝鮮は四月九日に最高人民会議で日朝交渉のことを前回は伺ったのですけれども、いよいよ北朝鮮の検査問題について批准をいたしました。北朝鮮側によりますと、批准書の交換もあるたがいは最高責任者の金日成主席の署名というようなことも必要ない、最高人民会議の手続ですぐ発効だ、こういうふうに言っているようでありますが、

けでございますけれども、いずれにいたしまして
も、先方側と次回第七回になりますか、場所は北
京でございますけれども、第七回をいつやるかと
いうことを近々日取りを打ち合わせなければなら
ないと思っております。

○田英夫君 アメリカの方は北朝鮮の核の問題に

られておるわけでございますから、北朝鮮が一体どちらの方向に進んでおるのかということについて有権的な日本政府としての解釈を申し上げるだけの材料は実は持っていないわけでございます。ただ、いろいろな風説からいってやはり北朝鮮について核兵器の開発をめぐる疑惑というものが

存在することは、これは日本のみならず国際社会が、例えばIAEAウィーンの会議におきましても日本のみならず多くの国がこの点の疑惑を本心に心配しながら指摘しておるわけでごさいます。したがって私は、私が北朝鮮に伝えておりますことは、やっぱりそういった疑惑をきちんと晴らして国際社会によりおらかに受け入れられるということが北朝鮮のためにもなるのではないかと、先ほど申し上げたような一連の措置を北朝鮮に強く求めておるといふことだと思ひます。

○田英夫君 そのアメリカでも二つの二大新聞と言つていいニューヨーク・タイムズとワシントン・ポストではこの問題についての論調が全く対立しているといふですか、ニューヨーク・タイムズは、いたずらに北朝鮮を孤立化させたり追い込むといふようなことはよろしくない、むしろおらかに見た方がいいという調子の社説を何回も出してありますね。それからワシントン・ポストの方は、まさにアメリカ政府、CIA長官が言つてゐるのと同じ態度を社説の中で述べているといふことですから、この辺はアメリカの中でも見方が二つあるといふように考えなくては行かない。

そういう中で、今、アジア局長は日本政府としては材料がないと言われた。これはアメリカは衛星から見ているわけですから、日本はないのは残念ながら当然でありますけれども、その辺のところはまた日朝間の歴史、民族間の歴史や過去の問題、そういうことはアメリカと全く違うわけですから、ひとつぜひこういう問題こそ独自の日本としての判断をして対応していただきたいといふことをお願いをして、終わりたいと思ひます。

○久保田真苗君 旅券法の御質問をいたします。今回の改正は、確かに行政の事務の効率化といふことに向けて改善の方向でございませう。基本的には結構なことだと思ひますけれども、もう一つでは利用する国民の側から見たときにどれだけ改善されているのかという、そういう視点から御質問したいと思ひます。

それで、改正案によりますと、現在有効な旅券を返納して切りかえ発給申請をする場合は戸籍謄本、抄本の提出を省略できるというのですけれども、申請手続の簡素化と大げさに言うのはいさゝか気恥ずかしいような気もしないでもないのです。これについては、有効期限が切れる前の切りかえまたは余白がなくなったときに増補申請する場合、謄本を省略できるという意味でございませう。もし有効期限が切れてしまつた後、申請をするときはどうなりますでしょうか。

○政府委員(荒瀬尚君) 現在所持しておる旅券の有効期限が切れた場合は、これはまた新規申請と同じ手続を踏んでいただくといふこととございませう。

○久保田真苗君 つまりその都度戸籍謄本ないし抄本が必要だ、こういうことになりませうね。

○政府委員(荒瀬尚君) 概数で申し上げますけれども、四十数万程度でございませう。

○久保田真苗君 ということは、一割未満ですね。そうすると、大多数の国民はまた再び海外へ行く用事があるときに改めて新規申請をしてゐるわけですから、その都度戸籍謄本が要求される、こういうことになるわけですね。

○政府委員(荒瀬尚君) 先生十分御承知と思ひますけれども、旅券は、日本の場合は外務大臣がその所持人の国籍と一定の身分事項を公に証明しまして、あわせて外国の官憲に必要な場合の援助をお願いするといふ文書でございまして、問題は、政府としてそういう所持人の方の国籍と身分事項を確認する文書で権威あるものとしては、現在、

戸籍謄本あるいは抄本しか我が国にはないといふことが理由でございませう。

○久保田真苗君 おっしゃるとおり、何らかの方法で国籍を確認し、旅券に記載される事項のうち、身分事項、氏名、生年月日、性別、それから同伴する子供の身分事項、そういったことが確認されればそれで十分なのじゃないかといふふうにお考えですか。

○政府委員(荒瀬尚君) 基本的には、海外での旅券の申請につきましては旅券法三条に言ひます法定の書類は出していただくというのが原則でございませう。しかしながら、海外といふことで特殊事情もありませうし、それから戸籍の入手が時間的にもかかるというところで、私どもは基本的にはそこは状況に応じて事後提出といふようなことも、ケースによつてそういう扱いをしております。

一つ具体例を申し上げますと、海外におられる日本人の御夫婦の場合、双方が有効な日本の旅券を所持しておられる場合で海外でお子さんが生まれまして、お父さんの方で旅券申請というふうな場合ですと、私どもは両親の方で身分、国籍も確認しておりますので、そういう場合は事後的に提出していただくことで結構であるといふいう取り扱いをやつてゐるところでございませう。

○久保田真苗君 実際には、おっしゃる通りに、その措置は相当大幅に認められてゐるのではないのでしょうか。今おっしゃつた便法といひますか、今おっしゃつたような事情を考へての措置でございませう、それはかなり大幅に行われるのではありませうか。

○政府委員(荒瀬尚君) 私が今申し上げたケースは非常に典型的なケースでございませうが、そういう例えは海外においてお子様が生まれてそのために旅券を取得するといふケースは非常に多くなつております。ちよつと今、手元に正確な数字持っておりませんが、何万という数かと思ひます。

○久保田真苗君 それでは、戸籍が唯一のものだといふことなのですか、戸籍謄本よりもっと身近なものとして住民票といふものがあるのです。この住民票は自分の居住地で入手できる。私なんかも実際戸籍謄本にはもう何年もお目にかかつていない。そういうものが必要な活動はやっていないといふことだと思ひますけれども、実際には住民票といふのはしばしば必要な場合があるわけですね。先ほど、郵便局で事務を扱うという話も出ておりましたけれども、この住民票にいたただけるとその都度戸籍謄本を取り寄せるといふ必要がないわけですね、国民の側からいって事務の簡素化になると私は思ふのです。

ここで、じゃ住民票といふものはどういふものなのかについて自治省にお伺ひしたいと思ふのです。

この住民票はどういふ人が記録されるのか。住民基本台帳に記録されるのは日本国籍を持つ者に限られるといふふうに私は伺つてゐるのですけれども、この点いかがでございませうか。

○説明員(芳山達郎君) 住民基本台帳の適用者でございませうが、法三十九条によりまして、日本国籍を有しない者及び戸籍法の適用を受けない者には適用がないといふ具合になっております。

○久保田真苗君 そうしますと、永住権を持つてゐる外国人でも国籍がない場合、住民基本台帳に記録はされないとすると、そういう方たちの扱いはどうなつてゐるのでしょうか。

○説明員(芳山達郎君) ただいま申し上げましたように、日本国籍を有しない者には適用がありませんので、永住権を持つ外国人については住民基本台帳は適用されておられません。永住権を持つ外国人につきましては、外国人登録法に基づいてその身分関係、居住関係が確認されております。

○久保田真苗君 それから記載事項ですが、住民票は住民基本台帳法七条に記載事項が決められて

いるのです。そこには、氏名、出生年月日、男女の別、世帯主または世帯主との続柄、戸籍の表示等、十二項目について記載されているのです。そして、ここで記載される戸籍がどの程度正確性があり信頼性があるのかという点なのですが、この点自治省としてはどういふふうに診断をされるわけでしょうか。

○説明員(芳山達郎君) ただいまの住民基本台帳の記載事項と戸籍との関係だろうと思いますが、戸籍の制度は本籍地におきまして人の身分関係を公証する制度である、また住民基本台帳の制度は住所において人の居住関係を公証する制度、両方相まって人について身分関係と居住関係の両面から総合的に把握をしているという具合に理解をしております。

記載の事項につきましては、氏名、出生年月日、性別等、基本的事項については両者基本的に一致しなければならぬということ指導をしております。

○久保田真苗君 そうしますと、私思いますけれども、この住民台帳に登録される者は日本国籍を持つ者であるということ、それから氏名、生年月日、男女の別については戸籍と一致しているというその二本を踏まえればこれが十分戸籍の本にかえ得るものではないかと思えますけれども、どうでしょうか、外務省。

○政府委員(荒義尚君) 先ほど来自治省側の御説明がありますように、旅券というものは、繰り返しますけれども、国籍と身分事項を公証するという機能を持つておるわけであり、その身分事項、国籍を公証するものとしてはやはり今のところ戸籍しかないということで、私どもの方は戸籍の本の提出を法定要件としているということでございます。

○久保田真苗君 そのところが、行政を合理化する方にはもちろん皆さんもう一〇〇%満点でおやりになるのですけれども、これを利用する側の国民の側からしますとやっぱりいささかやぶさかな点があるんじゃないかという感じを持つわけで

す。

少なくとも新規発給者が国民の大部分である、九割もその都度新規発給で申請しているということを考えれば、その都度戸籍本をとらせるといふ必要はないのじゃないか。つまり切りかえの場合はその有効な旅券を返納することによって、それは自動的に既に証明されるわけですよ。そうすると五年、その切りかえのところが何カ月あるか知りませんが、仮に一月として、ほぼ五年、十年近い、また切りかえていけばそれでいい、こういうことになるわけではございませんか。それなのに、実際には国民の側は海外に用事のあるとき行くわけですが、仮に一月でも切れれば、そのところがまた戸籍本だ、また戸籍本だ、と、こうなるわけですね。

ですから私、これはちょっと前のパスポートをあわせて提出すれば近所であつてきたそういうものでも間に合うのじゃないかな。そしてそれによつてそれほどの実害があるとは思われないのです。なぜならパスポートの切りかえの方は何年でも続けられるわけですからね。何とかその辺もう少ししくし定規でない、その辺を考えていただきたいと思いますが、いかがなものでございましょうか。

○政府委員(荒義尚君) 先生のおっしゃる問題は私どももよくわかると思うのでございますけれども、ただやはり究極的に国籍と身分を確認する公証する文書というのとはかく戸籍本しかない。

先ほど来御指摘のように、切りかえをしてどんどんどんどん更新していけば戸籍本の提出を要さないけれども、一日でもあいたら戸籍本を出すというのは不合理じゃないかという御指摘でございます。私もそれはやむを得ない旅券の信用というところもあつて、その間例えばまた有効期間が切れた間に身分が動くこともあるわけでございます。国籍を喪失したりあるいはほかの国籍に変わる場合もある。

に間違つた旅券ということができまして旅券制度全体に響くということで、私どもは慎重にということ、現在、戸籍本、抄本ということやらせていただいているということでございます。

○久保田真苗君 今おっしゃつた百に一つ、千に一つのおそれならば切りかえだつて、パスポートの切りかえをやつていく、それはずつとできるわけですよ。何も戸籍本なしにずつとできるわけ。その場合だつてそれは当然起こるのだと思うのです。

私、一つ戸籍の盲点を指摘せざるを得ないので。それは、日本国籍を持つていけば必ず戸籍があるか、それはあると思ひます。だけれども、その逆に戸籍を持つていけばその人は日本国籍が必ず証明できるか、その点についてはそれはできない場合がありますと言わざるを得ないので。なぜかといひますと、それは日本国籍を持つと推定できるということだと思ひます。日本国籍を喪失して戸籍抹消の手続がとられない場合は幾らだつてあるわけですよ、そういうことは。そういう場合には、それは戸籍があつても国籍はなくなつていくというケースがあり得ると思ひます。

ですから、戸籍本をもつてしても日本国籍を一〇〇%証明できるわけではない。切りかえパスポートを有効期限内に何度か何回も切りかえていっても一〇〇%日本国籍を証明できるわけではない。こういう結論だと思ひますけれども、どうなんでしょうか。

○政府委員(荒義尚君) 有効期間内にどんどんどんどん切りかえていく、そうすればその間、国籍、身分が変わつてもチェックできないだらうという御指摘かと思ひますけれども、旅券法上、例えば所持人が日本国籍を喪失すればこれは当然当該旅券は失効するということでございまして、途中で国籍が変わつた者が未来永劫旅券を続けるということはないような仕組みになつておるわけでございます。

○久保田真苗君 それはすべて理屈の上ではそうなのです。

私は何も切りかえのときに戸籍本が要らないということ批判しているわけじゃなくて、その場合が許されるのであれば、新規のときに住民票を持ち古いパスポートを添えて出せばそれで足りるだらう。なぜなら住民登録には国籍のない者は登録されないのですから。そのところをぜひもう一回考え直していただきたい。つまり国民のサービスになるようなぎりぎりのところまでお考えになるのがこの改正に当たつて当然ではないかということをお願いいたします。

それからもう一つ、先ほど田委員からも出ました旅券の有効期間の問題です。これは将来期間を延長することもあり得るだらうという御意見を言われましたけれども、この問題は衆議院でも出ていまして政府の御答弁があるわけですよ。時間の関係で私それをちよつとまとめますと、主要国でもつて大人については十年というところが多いと思ひます。例えばアメリカ十年、それで手数料といひますかその費用が八千五百円程度、それからドイツの場合は二十六歳以上の大人の場合十年、手数料が二千六百円程度、イギリスの場合は十六歳以上十年、三千八百円程度、オーストラリアの場合は十八歳以上十年、一万一千六百円程度、これは議事録から拾つたものですけれども、こういうふうになつていまして、日本の五年で一万円というのはこのうちどれよりも高いと思ひます。

どうして日本だけこんなに高く、そしてまた今回値上げされるのでしょうか。

○政府委員(荒義尚君) 若干一般論的なお答えになりますけれども、各国それぞれ旅券制度及び手数料というのは長い長い歴史がございまして、手数料の定め方も私も必ずしもつまびらかにしておりませんけれども、いろいろございまして。確かに日本より多い国というのはそう多くないことも事実でございますけれども、これは旅券というものが何か国際的に統一された一つのものではございまして、各国がいれば行政コストも加味した手数料ということではないかとおる。一万円

は高いのではないかと御指摘でございますけれども、私どもの立場から申し上げさせていただきますと、過去十三年ぐらゐ据え置いてずっとお返しして、行政コスト面でもう大幅に上回っておるということで、心苦しいわけですから、どうしても得ないというか、という気持ちで値上げのお認めをお願いしているということでございます。

○久保田眞苗君 いろいろその事情はありでしょう。ですけども、こちらの側から見ますと高くても短くても煩雑さを軽減してもらえないという、こういう不満はどうしたつてあるのです。

私、大臣には一応お願いしておきたいのですけれども、その都度戸籍謄本をとらないでも住民票と古いパスポートぐらゐで間に合ふようなことができないのかというのが一点。それから今の五年の期限を十年に早く延ばしていただきたいというのがもう一点。それから三番目にもうこれ以上の値上げはしないでいただきたい。その三点を希望として申し述べさせていただきます。その三点を希望として申し述べさせていただきます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まず当面の値上げの問題ですが、これ以上永久に値上げしないという約束をすることはできません。できませんが、なるべく値上げは抑えていかなきゃならぬ、そう思っています。

手続の問題は、これは簡便にすればいいのかもしれませんが、いろいろな管理上の問題その他もございまして、極めて事務的なことでありますから御趣旨を体しまして今後とも研究課題にさせていただきます。

○久保田眞苗君 ありがとうございます。非常に格差が大きいように思っていますので、ぜひ一層の御努力をお願いしたいと思います。それから、それから次はリビアの問題なんですけれども、この前リビアの制裁決議が採択されました。その後大変ビザの発給の問題で各国が心配したと思えますけれども、明日というその制裁決議の発動の期

限を控えまして、外国人特に日本人を含んでビザの発給、それから希望者の退去状況というのはどうなっておりますか。

○政府委員(荒瀬尚君) まず在リビアにおきまします在留邦人の動きでございますけれども、若干さかのばりますとことしの一月あるいは二月の現在で、長期滞在でございますが、おおむね八十数名おられました。その後、御案内のとおり、リビア情勢が非常に動き出しましたものでございまして、私どもとしては不要不急の用事のない方は用心のためになるだけ早く一時退避されるようお勧めいたしまして、けさのところ現在で二十三名まだおられます。内訳を申し上げますと大使館員が六名、これは大使館員だけでございまして、家族はもう一時退避させております。それから日本の女性の方で国際結婚されておられる方と御家族が七人おられます。残る十名は企業関係でございます。

査証の方でございますけれども、現在、我々はリビア政府とも朝から晩まで連絡をとっておりますが、一般的にはリビア政府もビザを出さないというところは言っておりませんで、各国とも順次発給されているようでございます。日本関係につきましては、きょう現在というところであります。まだ三名の方が手続が完了しておらぬということで、今、鋭意大使館としても支援しているところでございます。

○久保田眞苗君 あした期限なのでございますけれども、この対リビア制裁に対して日本政府はどういう態度をおとりになるのか。閣議で何か決まったとか伺っておりますけれども、どういふふうになりますでしょうか。

○政府委員(小原武君) リビアに対しては被疑者の引き渡しを含む関係国の要請に応ずるようにつきましても、四月十五日までにこれが実現しない場合に備えまして、安保理決議七四八に要求されている所要の措置の実施を検討中でございます。

御指摘の具体的措置につきましても三つございまして、一つはリビアとの間の航空機乗り入れ停止、航空機部品等の供与の禁止というのがございますけれども、これに関連しまして必要な政令の準備を去る十日に閣議決定いたしました。準備を準備しているところでございます。第二の武器関連物資等の供与禁止、これにつきましては現行の法令で対応が可能と考えております。第三にリビア外交領事使節団の大幅な削減等というのがあるわけでございますが、これは現在検討中でございます。

止、航空機部品等の供与の禁止というのがございますけれども、これに関連しまして必要な政令の準備を去る十日に閣議決定いたしました。準備を準備しているところでございます。第二の武器関連物資等の供与禁止、これにつきましては現行の法令で対応が可能と考えております。第三にリビア外交領事使節団の大幅な削減等というのがあるわけでございますが、これは現在検討中でございます。

○久保田眞苗君 この問題、私は先日もちよと取り上げましたのですけれども、そのときに安保理決議の中で要求されるのはリビアにいるペンナム事件の容疑者を米国または英国に引き渡すことだという御答弁があったと思うのです。この安保理決議七三二、七四八、二つとも明示的に容疑者をアメリカまたはイギリスに引き渡すことを求めているのではないのかと思ひますが、その点はどういふふうに御理解になつていられるのでしょうか。

○政府委員(丹波實君) 先般の当委員会におきましてこの先生の御質問に対してお答え申し上げましたけれども、今回の安保理決議七四八本文の一は、リビア政府に対して一月二十一日の安保理で全会一致で採択されました安保理決議七三一本文の三を遵守することを求めているわけでございます。

ところで、この安保理決議七三一の本文三は何を言っているかと申しますと、リビア政府に対しては関係国の要請に早急にこたえることを求めているというところでございます。

そこで、先生の御質問はそれでは関係国の要請とは何かということになろうかと思ひますが、今、米英の例をとって御説明申し上げますと、先生も御承知のとおり、昨年の十一月二十七日でございますが、米英二カ国は共同宣言というものを発表いたしました。その中でリビア政府に対して、一つは被疑者の引き渡し、二つは情報の開示、三つは補償の支払いというものを要求いたしております。その第一番目にある被疑者の引

き渡しというのは、この被疑者をアメリカまたはイギリスに引き渡すというふうに読めるわけでございます。そして、そういう意味でテロ犯人の引き渡しを明示的に求めているというのが私たちの理解でございます。

○久保田眞苗君 読み方が大変難しいようですけれども、これは要するに憲章七章のものと制裁措置になるわけでございます。次から次へと手繰っていかうと関係国の要求に応じようというふうなところまでいくという、こういう決議のあり方に私はいささか不安を覚えるのです。

それはそれとしまして、モントリオール条約、これは民間航空機への不法行為の防止に関する条約なのでございますけれども、これではこういった場合の裁判の管轄権というのはどういふふうに定められているのでしょうか。

○政府委員(柳井俊二君) ただいま御指摘のモントリオール条約でございますが、この条約におきましては民間航空機を爆破する等のいわゆる航空テロ犯罪にかかわる裁判管轄権につきまして第五條という規定がございます。そこで裁判管轄権の設定義務を負う条約締結国というのを挙げておりますが、これを整理いたしますと五つの種類の締結国になるといふふうに言えると思ひます。

第一は犯罪行為が行われた国、第二は航空機の登録国でございます。それから第三に容疑者を乗せて着陸した国、いわゆる着陸国でございます。それから四番目にいわゆる航空機の運航国、運航をしている国というところでございます。それから最後に五番目にございまして、容疑者の所在する国ということになるわけでございます。

この最後の容疑者の所在する国という場合には若干の限定がございます。この容疑者の所在する国が裁判権の設定義務を負う場合というのは、さきに挙げました犯罪行為が地国その他の第一から第四までの関係締結国に容疑者を引き渡さない場合にはこの容疑者の所在する国で裁判管轄権を設定しなければならぬということが一つございます。

き渡しというのは、この被疑者をアメリカまたはイギリスに引き渡すというふうに読めるわけでございます。そして、そういう意味でテロ犯人の引き渡しを明示的に求めているというのが私たちの理解でございます。

それからもう一つの限定と申しますのは、この条約の対象にしております犯罪行為のうちで航空施設の破壊等それから虚偽情報の通報にかかわる犯罪というのがございますが、そのような場合には容疑者の所在地は裁判管轄権の設定義務を負わないという、このような構成になっております。

なお、容疑者を引き渡すかあるいは引き渡さない場合にはその容疑者の所在地が処罰をするという考え方は、いわゆる国際テロの防止処罰に関する一連の条約で一般的に採用されている制度でございまして、講学上これを普通主義に基づく裁判管轄権などと言っております。

○久保田真苗君　ただ、リビアが国際司法裁判所に提訴したのはモントリオール条約の解釈と適用について提訴をしているというふうに報道されておりますけれども、そうなのですか。

○政府委員(柳井俊二君)　御指摘のとおりでございまして、リビアとしてはモントリオール条約の解釈の問題であるということで国際司法裁判所に提訴を行ったわけでございまして。

そして、リビアの提訴あるいは国際司法裁判所に求めていることというのは大きく分けますと二つございまして、一つはモントリオール条約の解釈の問題でございまして、それからもう一つはリビアの権利保全ということがございまして、いわゆる仮保全措置と国際司法裁判所では言っているものでございまして、リビアに対しては被疑者の引き渡しを強制するような措置を求めさせてほしい、こういうのがいわゆる仮保全措置の申請でございまして。

これに對しまして英国及び米国はこれに反對する弁論を行つておりまして、いろいろな議論をしておりますけれども、例えば米国はこの事件はリビアによるテロ行為であつてモントリオール条約下における単なる刑事事件として取り扱うべきではない、安保理決議七三一はこの条約が本件の争点ではないという理解のもとに採択されたものであるというように言っております。

イギリスにつきましてもそのようなことを言つ

ておりまして、本件はモントリオール条約の解釈適用が争点ではなくて安保理決議七三一が争点であるというように反對弁論を行つているところでございまして。

なお先日、中間報告として御報告申し上げましたけれども、ただいま触れたいいわゆる仮保全措置に對する裁判所の決定でございまして、これは本十四日、ヘーグの現地時間でございまして午後三時に言い渡される予定と聞いております。現在オランダはもう夏時間に入つていと思ひますので、東京時間では今晚の十時ということになろうと思ひます。

○久保田真苗君　そういうわけで、司法裁判所の審理も進んでいるということなのでございましてけれども、確かにこれは安保理の問題であつてモントリオール条約の問題ではないというポイントがあるものでそれはそうだと思います。

しかし、このことがパンナム事件を直接の對象として要求事項を出しているという意味から言へば、その容疑者が犯人と断定されるまでの手続きについてやっぱ法律的な要素がここにあるとしても存在するというふうに私は思はれるし、もし今その審理が行われているのならば、その法律的な争点についてなぜ国際司法裁判所の勧告的意見を安保理はみずから求めなかつたのかな、そしていきなり七章の制裁に踏み切つたのかなと、その点が私にはどうもひっかかる疑問なのです。

これはリビアの今までのことを擁護するとかしないとかということとは別問題として、安保理と国際司法裁判所の關係をもつとよりよく補完的なものにしていくことがいろいろ国際的な紛争や事態、そういったものを改善する上から本来あるべき姿なのじゃないかと私は思ひますのですけれども、なぜ勧告的意見を求めるというようない意見が出なかつたのでしょうか。その点について政府としてはどういふふうにお考えになるのか。

○政府委員(丹波實君)　私、先生の御疑問あるいは問題提起が全く根拠はないということを申し上げ

げるつもりは毛頭ございませぬ。一つの御意見だろと思ひます。

ただ、先生もお認めになられたとおり、リビア政府は国家テロを放棄するという具体的な行動によつてそういうことを示していない、そういう段階においてはやはりこの問題は先ほどのモントリオール条約で言うところの法律問題というものを通り越して国際の平和と安全が脅威となつていゝ事態であるという、そういう判断というものを安保理がとつたということで、その安保理の決議が第一回目の場合には全会一致で通過した、第二回の場合は五カ国の棄権はございしましたがけれども反對は一方国もなかつたという、そういう安保理の認識というものがそこ示されたのではないかとはいふように解釈いたしております。

○久保田真苗君　繰り返しても仕方がないとは思ひますけれども、安保理決議の要求は二つあるのです。一つはパンナム事件の容疑者の問題であり、もう一つはリビアが国際テロ国家だといふ、そういう二点があるのです。これを一緒にして出して、前者の場合には少なくともそれは、その者が犯罪を犯したことが事実であるのかないのかといふところに非常に鋭くかかつていゝ問題だと思ひます。

後者の場合にはそれは安保理になじむ問題かも知れませぬ。しかし、前者の場合においてそれを一緒にして、国際司法裁判所に一方の当事者が提訴している場合にその司法裁判所の意見を求めるあるいはそれを待つといふ、そういう態度はとれないものでしょうか。日本としてはどうなのですか、とれないのでしょうか。

○政府委員(丹波實君)　先生の御意見、検討しなければならぬけれども、安保理におきますところの審議状況その他から解釈いたしますと、先生が分けられた二つの問題は結局は一つの問題といふ、そういう考え方でよろしいかと思ひます。国家テロを放棄するという具体的な行動といふものは、やはりこの場合その犯人を引き渡すといふ、そういう行動にもなつてあらわれなければなら

ないというのが安保理の解釈であらうといふふうを考えております。

○久保田真苗君　私、こんなことを申し上げるのは非常に憚ることなのですけれども、しかし今回の安保理が満場一致で同意しているわけではない、五票の批判票が出ていゝといふことは、安保理という機関が非常に強大な権限を持つていゝといふその事実にかんがみて、十分他の意見を聞くといふそういう態度が必要な場面じゃないかと思ひます。

前回、私はニューヨーク・タイムズの社説からちよつと引かしていただいたのですけれども、今回のロッカビーでの事件は、これをリビア二人の犯罪であるといふふうには言つていゝのは主としてイギリスの警察なのですね。警察の段階でもつて、それに対する何らかの判定が安保理のみで、しかも七章下の制裁、それは今のところはあつていゝように政治的な制裁かも知れませぬ。あるいは経済的な制裁かも知れませぬ。しかし七章下で、平和と安全の脅威があるといふやういゝ認定のもとに決定されたといふことであれば、それはどこまでもいゝかといふ保証はないわけではございませぬ。でございませぬから、私はやはりニューヨーク・タイムズの社説も言つていゝ、その辺はもう少し客観的なエビデンスといふものが必要な場面じゃないか、こういうふうには思ひます。

確かにリビアはいろいろな意味で国際的に非難を受けてきた国でありますけれども、しかしこのことは犯罪の事実關係が核心をなしているといふ事件であることを思ふならば、私は正当な手続を踏むべきだ。安保理は十五カ国で、そして百六十六カ国を代表して事を決めその他の国にも制裁措置を強制する立場にあるわけではございませぬから、私はどうも今回の決め方といふのは疑問があり、やはり国際司法裁判所の審理、裁定にいろいろ事実を明らかにするための一つのよすがを求めたい、こゝから先はリビアとは直接關係がない一般的

な問題としてお聞きいただきたいのですけれども、一つの点は事務総長の権限強化というものが平和的な事件の解決について必要であるということとは、もう国際社会で言われて久しいのです。久しいのですけれども、余り目ばしい進展はどうもないように思ふのです。事務総長自身の報告を九〇年、九一年あたりで見ますと、事務総長自身が国際司法裁判所の勧告の意見を求める権限を年次報告の中で要請しているわけです。今のところ、総会と安保理しかこの勧告の意見を求めることができないものはないわけです。なぜ事務総長にそれを与えないのか、そういう疑問、今回のようなことがもし次々と起こるのであればますます必要なのじゃないかというふうに思ふわけですが、この点についてどうなのでしょう。

事務総長の権限をどこかで強化する、その一つは国際司法裁判所の勧告の意見を求めるというそのイニシアチブを事務総長にも与える、その点について政府としてはどういう御意見をお持ちでしょうか。

○政府委員(丹波實君) まず紛争のいろんな意味での解決あるいは紛争自体を予防するという分野におきますところの事務総長の権限を強化するという点につきましては、先生はもう国連に大憲お詳しい先生でございますから御承知と思うのですけれども、今まで紛争予防宣言でとか事実調査宣言といったような国連総会の決議を通じてまして事務総長の権限強化ということを行ってきたおつて、まだ十分ではないという点はそういうことかもしれません。今後ともしかし、事務総長のそういう分野における権限というものを強化していききたいというふうに考えております。

第二に、国際司法裁判所の意見を求める権限の問題ですけれども、現行憲章上は第九十六条にございいますけれども、総会または安全保障理事会はいかなる法律問題についても勧告の意見を与えるようにICJに要請することができ、それから国連のその他の機関及び専門機関でも総会の許可を得る場合には一定の範囲内でそういう勧告的意

見をICJに求めることができるという規定でございまして、確かに先生がおっしゃるとおり、事務総長の国際司法裁判所の意見を求める権限というものは書かれていないわけでございます。しかしながら、憲章の解釈をいたしまして、事務総長が例えば一定の事態が起きている場合に安保理に對して、この事件を国際司法裁判所に持つていってどうかということ、事務総長として安保理に訴えるということ、恐らく九十九条その他から見て可能なだろうと思ひます。しかし、事務総長自身が直接ICJに持つていく、こういうことを先生おっしゃっておられるのだろうと思ひますけれども、この点につきましては憲章に明示的な規定がございせんので、将来の立法論として先生の御意見をお伺いしたいというふうに考える次第でございます。

○久保田真苗君 それからもう一つ、安保理、特に常任理事国は非常に強大な権限を持つておるわけですね。考えようによりましては、安保理は自分自身が立法者であり執行者であり、そして時には制裁者でもあるという万能的機関と見えないこともないのです。そういうところの常任理事国でしかも拒否権を持つていられるというまさに絶対者的な立場にある人が、みずから当事者であるところの事件に對してはそれにふさわしいような一つの慎重なそして公正な態度というものがはたから見てもはつきりと見てとれるようでないか、これは国連の權威の失墜につながりかねないと思ふのです。

私が伺ひたいのは、現行国際法の中でも国際司法裁判所の管轄権の選択的受諾宣言をすることという手続がありまして、これは国際司法裁判所にどこかの一方の当事者が訴え出た場合に自分の方でもそれを義務的に受け入れるという、そういう自発的な宣言だということに聞いております。こういう宣言を安保理の理事国というものは他に率先してやるべきじゃないか。日本はこれは宣言をしていてということでございますからなのですからけれども、今回の場合、英国もしているというふう

聞いていられるわけですね。そういうことがこれから広がっていくことが、いわゆる武力の支配、強くなぐちや何にもできないのだというそういうものから、法の支配といひますか理の支配というのですか、そういうものがない限り私は国連はだめになるのじゃないか、そう思ふわけですね。

そこで、安保理理事国の国際司法裁判所の選択的管轄権の受諾宣言というものをほかの国もなさるよう、日本政府はそれができる立場だと思ひますが、そういうことを進めていくつもりはございせんでしょうか。

○政府委員(柳井俊二君) ただいま御指摘の点は非常に重要な点であると思ひます。まさしく先生おっしゃいましたとおり、国際社会におきまして紛争の平和的解決というものの中心で国際司法裁判所が演ずる役割というものは非常に重要な点と思ひます。そして、これが実効的に機能するためににはまさに世界の多くの国々、理想的には全部の国が国際司法裁判所の義務的管轄というのを受け入れて、そして紛争が起つた場合にどこかの国が自国を訴えればこれには義務的に応ずるという体制が望ましいわけでございます。そして、これも先生御指摘のとおり、現状におきましては残念ながらそのような状態にはまだなっておりまして、安保理常任理事国の中では英国のみが選択条項の受諾という形で国際司法裁判所の義務的管轄権を受け入れておられるわけでございます。

ちなみに、我が国の場合には率先してこれを受け入れておられますが、いずれにいたしましても、安保理常任理事国のイギリス以外の国々、そして世界の相当多くの国々がまだ国際司法裁判所の管轄権を受け入れておられないのが残念ながら現状でございます。

そこで私もいたしましては、このようなことは望ましくないわけでございますので、国連総会あるいはその他のいろいろな協議の場を通じまして、国際司法裁判所の管轄権の受け入れをもっと広く進めようではないかということはいろいろな機会に既にこれまでも提唱しているところでござ

います。例えば多数国間条約を採択いたします場合に、これはすべての条約というわけではございませんけれども、その条約の解釈適用に關して紛争が生じた場合にどのような紛争解決条項を設けるかというのがしばしば問題になるわけでございます。そのような場合におきまして、我が国としてはこれまで非常に多くの機会をとらえて、紛争は最終的には国際司法裁判所に持つていくべきであるということで、そのような条項を個々の条約に入れるということを提案してきております。

ある場合には成功いたしましたし、またある場合には必ずしも合意が得られなくて入らなかった例もございまして、いざいざいたしまして、先ほど御指摘の点は大変に重要な点でございますので、これからも私も私としてはそのような方向で努力をしていきたいというふうに考えております。

○久保田真苗君 時間が来てしまいましたので、どうもありがとうございました。大臣もどうかよろしく願ひいたします。

○堂本曉子君 きょうは旅券法の改正ということでございますけれども、このMRPコードの記号化ということ、大変迅速になるといふことは歓迎したいと思ふのですけれども、個人情報保護のプライバシーの保護という点についてはどのように外務省は対応なさるおつもりでいらつしやいでしょうか。

○政府委員(荒瀬尚君) 確かに御指摘のとおり、本年の十一月一日に機械読み取り旅券というものを導入いたしますとこれはコンピュータに接続するわけでございますので、私も私としては情報の管理について細心の注意を払っております。

具体的には、先生御承知のとおり、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に關する法律、いわゆる個人情報保護法と言っておりますが、これにのっとりて厳正に管理しておるということでございます。

○堂本曉子君 大変日本人の渡航が多くなつてい

るわけですが、外国人の来日もふえております。中でも問題なのは外国人労働者の問題だと思ひます。

先ほど田議員の方から政府の態度については御質問がございまして、そして積極的には単純労働者の受け入れは推進しないという大臣からの御答弁もございました。多分一九九〇年の入管法の改正はそういった方針に基づいて行われたのであろうというふうに思ひますけれども、もう二年近くたちました、正確には一年十カ月ですが、外食産業とかそれから建設の現場などに行つてみて外国人の姿が消えたかといふと、むしろふえてゐるのではないかと思います。こうした外国人に頼らなければならぬ中小企業の状態があるわけですから、そういった不法就労と言われる外国人の数は十五万とも二十万とも言われているわけですが、

こういう場合、不法就労ということですからどういふことが起こっているか。労働市場の需要はある、しかし実際に来ている方たちはどういふことになつてゐるのかといふは、大変資金が安い、健康保険とか年金といった権利は受けられない、もう今やブローカーとかやくざによる搾取も非常に多い、それから何しろ常にびくびくしてゐなければならぬ。大変不安定で、しかも差別、抑圧された非人間的な生活を日々送つてゐるわけですね。そういう方がさつき申し上げたみたいの十、二十万という方もおられるという状況です。こういった方たちがまた国へ帰つていく。その場合に、これは認めますか認めませんか、どういふ基本姿勢ですかといふことを超えて、やはり日本に対して非常に悪い感情を持つ。それから日本でひどい目に遭つてきた、そういったことが大変外国でふえてゐるというふうに聞きました。

大臣、こういった大所高所から見た場合、この不法就労、日本の基本姿勢はこうであるというふうなことで済まされたいレベルのことにまでもう現実には至つてゐるのではないと思ひますが、いかがですか。

大臣に、大きいことですので、もしなんだたら大臣にお答えいただきたい。実際には建前と現実が大変もう乖離してゐる、そういった状況の中で外交的に問題があるのではないかとこのように思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(荒瀬尚君) 私の方から御指摘の点の海外におけるそういう問題の受けとめ方について若干御披露させていただきます。

確かに私もこういう問題についての外国の受けとめ方、全貌は必ずしも把握してゐませんが、最近例えはタイであるとかフィリピンあるいはアメリカの一部の新聞等におきまして日本における外国人労働者の扱いということが若干取り上げられておりました。そういう角度から、外務省としては非常にこのまま放置できない問題であるといふふうに事務的に受けとめておる次第でございます。

○堂本曉子君 大臣、領事移住部長からは今、放置できない問題だといふふうに御答弁がございましたが、大臣はどのように。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは二つ見方がございまして、人手不足で悩んでゐる中小企業から見れば、なかなか日本人は危険なことや汚いことや苦勞の多いことはやりたくない、したい人はいない、外人労働者はいづばいいるじやないかといふような経済的側面だけを考へて、もつと入れてくれといふ希望のあることは事実なんです。しかし、このこと自体が、日本人がやりたくないことを外国人にだけやらせるのだといふ考えが私はそもそもの根拠がなにかといふことが一つあるのです。

それから、どんどん入れるとなればそれはむちゃくちゃ入つてきますよ、何十万人でも。その結果が今度は日本人並みの待遇がきちんとできばいいが、現実には景気がいいこともあるし不景気なこともあるわけですから、先ほど言つたように、不景気になれば解雇される、それでなかなか自国へは帰らないといふことになる。今度はまたそこで差別、こうなつてくる危険性があるのです。

よ。

人権という点から考えると我々としては、また日本に来て粗末にされたとか人並みの扱いを受けなかったとかといふような別な問題をすぐ起こしかねないことはこれは慎重にやらなきゃいけません。したがつて、なるべく難民とか不法労働者が入つてこなくともその他の国で勤められるように何とかしてやりたいというのが近隣諸国に対する国際貢献であつて、我々はそのためにはいろいろな事業を起こさせたりその自国でちゃんと勤め口があるようにしてやつたり、そういうお手伝いをするのが大事なんです。

だから、そういう面を考へてこれをやりませんと、一時の事情、事業面だけで目先だけでまた別な問題を起こすこともいかなものかといふことで、私はそういう点を慎重に考へてゐるのだといふことを知つていただきたいと思ひます。

○堂本曉子君 私が伺いたかつたのは、むしろ実際に、人権と大臣もおっしゃいましたけれども、そういった方たちが帰国されたときに大変日本でひどい目に遭つてきたといふことが外国の雑誌や新聞にも多々載つてゐるというのを伺いたかつたのです。

それから難民を受け入れなくていいのかどうかといふことについては大変疑問を持つております。日本は積極的に、もし公平に外国人が汚いことをするだけじゃなくて日本人も汚いことをしなければいけないのだとすれば、やはり平等に難民も受け入れるべきではないかといふふうに考えますが、先に参ります。

次に、大蔵省に伺ひたいのですが、この不法就労で働いてゐる方たちは所得税を払つてゐますでしょうか。

○説明員(志賀櫻君) 課税関係は、おっしゃいますとおりに、発生してゐる形になっております。

○堂本曉子君 ありがとうございます。権利と義務があるわけですから、義務だけを日本ではそういう形で、税金は払う、しかし何ら社会的な権利は得られない状況で何十万といふ

方がいらつしやる、こういうことは大変問題だと思ひます。

次に伺ひたいのは、九〇年の入管法の改正以後、日系人の方が大変ふえているといふことです。

ここにございまして、ブラジルで「グリーン」だ、これはグリーンをもちつてグリーン、日本へ行くといふこういう雑誌ですが、あけてみますと中には、いかに日本でひどい目に遭つたか搾取されたかといふようなことが多々書いてあります。用心しない、日本には、例えばここには、やくざの介入は絶対に許さない、出稼ぎは仕方がない、悪質あつせんは取り締まつてくれとか、こういうことが書いてあります。それから渡航に必要な書類といふことで、さつき久保田議員もおっしゃつたいわゆる出生証明、戸籍謄本の類、こういったことで多々ポルトガル語と日本語でずつと書いてあるのです。その間にまた一方で、ここに住友電装それから自働車、日本の重立った企業の広告がずつと出てゐる。

だから、大臣おっしゃることはよくわかりますが、一方でこうやつて日本の企業は小さきまま、これは用心しない、やくざにひつかつちやいけませんと同時に、日本はこれだけもうJALも後ろには広告を出してゐる。こういったような形で日本の企業を挙げて大きいところも小さいところも求人をしてゐるわけですから、外国で。

それならば日系人はいいのかという次の議論に展開したいわけですが、九〇年以後どのくらいの数字で日系人はふえてゐるでしょうか。

○政府委員(本間達三君) お答えいたします。ただいまの御質問は日系人についての数でございますけれども、私どもの統計上は日系人としての区別した統計はとっておりませんのでその点は明確にできませんが、御参考までに日系外国人が非常に多い中南米諸国の人々の新規の入国者数の推移についてちょっと御説明申し上げます。

一番入国者数の多い中南米諸国と申しますとブラジルでございまして……

○堂本曉子君 地域だけで結構です。

そういたしましたらば、どの県に多いかだけをお答えいただけますか。恐れ入ります。

○政府委員(本間達三君) 入国者ではなくて、現在どういふところに在留しているかという……

○堂本曉子君 はい、どこに在留しているか。

○政府委員(本間達三君) わかりました。では、日系ブラジル人の都道府県別の数について申し上げます。

平成二年の十二月末現在で都道府県別で多い順に五県挙げさせていただきますと、愛知県が一番多くて一万七百六十四人、次が静岡県で八千九百六十四人、神奈川県で八千二百五十五人、埼玉県で四千九百二十六人、群馬県で三千八百二十二人というふうになっております。

○堂本曉子君 ありがとうございます。

大臣、これは愛知県はトヨタがあるのです。それから静岡県はホンダがございます。神奈川県は日産があり、いすゞがあるのです。そういうところ、この広告にもそういった自動車会社が求人広告を出していますけれども、その下請の会社もございいます。そういうように、日本の基幹産業であるそういったところで実際に日系の外国人が働いておられる。

実際そういう日系人の方たちを日本政府としてはそれでどのような見解で今迎えているのか、これをぜひお答えいただきたい。

○政府委員(荒瀬尚君) お尋ねが、いわゆる日本国籍を保有せずしかし日系であるということの問題にされているという了解で答えたいと思いますが、私どもとしては、まず受け入れ体制につきましては平成二年の入管法の改正で、御承知のとおり、日本人の配偶者及び定住者という在留資格を設定したということが一つございいます。

それから日本に來られた場合にこういう方々が安心して滞在し生活できるような支援としまして、具体的には私どもの外務省認可法人の海外日系人協会、これがさきやかではございますけれども日系人相談センターというのをつくっております。

ますし、また追ってお話しあるかと思えますけれども、労働省さんの方でもそういう雇用センターのようなものをつくりまして雇用それから生活相談ということにいろいろあずかっているという状況でございます。

○堂本曉子君 確認させていただきますが、基本的に日系人労働者、日系人の方たちを労働者として認めていらっしゃるのですか、それとも日系人労働者を外国人労働者として認めていらっしゃるのですか、それはどちらですか。

○政府委員(本間達三君) 入管法におきまして日本人の配偶者等及び定住者という在留資格で日系人の方々の受け入れをしておりますが、その趣旨とするとこれは、先生おっしゃるように、労働者として受け入れるということではございませんで、あくまでもその方々が日本人と一定の身分関係をするという、そういう事情を特に考慮しての在留資格の設定ということになっております。

○堂本曉子君 そういたしますと、入管法で定住権が認められているから労働者として働いていてもそれを黙認しているということですね。

○政府委員(本間達三君) 在留資格にはそれぞれ活動の内容と定めがあるわけでございましてけれども、在留資格の定め方として在留活動を制限する場合と制限しない場合がございいます。

ただいま申し上げました日本人の配偶者等あるいは定住者というのは在留活動に制限がございまいせんので、したがって一般の労働に従事するということも認められるということになるわけでございいます。

○堂本曉子君 あくまでも外国人ということですね。

○政府委員(本間達三君) さようでございます。

○堂本曉子君 そういたしますと、日系人だけにどうして定住権をお与えになったのですか。

○政府委員(本間達三君) その点は、ただいま申し上げましたとおり、やはり日本人とのつながりといえますか、この点を特に考慮したということでございます。

○堂本曉子君 フィリピンとかほかの外国人との間の差別ということはないでしょうか。

○政府委員(本間達三君) これは国籍によって区別をするということにはございせん。したがって、どこの方であろうと日系の二世あるいは三世という方は、ただいま申し上げました留資格によって受け入れをされているところでございいます。

○堂本曉子君 いや私が伺ったのは、日系ではないフィリピン人ですとか、それから今、東欧の方とかソ連の方も見えているそうですが、そういう方は単純労働を認められていないわけですから、先ほどから大臣のおっしゃったように、そういった方と、日系の方たちは労働できるわけですね。そうすると、そういう方々の間の差別はないかということをお伺いします。

○政府委員(本間達三君) 労働者の受け入れ問題はちよつとその視点が違ひまして、先ほど外務省の方から御説明がございましたとおり、労働者として受け入れるのが我が国にとっていかなる影響があるかということが多角的な見地から検討して決定すべきものでございいます。

それで、現在の政府の方針としては、いわゆる単純労働者というのは経済、社会各方面に大変大きな影響を与えるであろうということが予想されるので慎重に検討する必要がある、現段階では単純労働者を入れるという方針には踏み切れないというのが現在の立場でございます。

○堂本曉子君 先ほどの労働者の場合も、建前は入れない。しかし、実際十五万人とも二十万人とも推定される単純労働者が現実にいる。これも建前と現実の間に乖離があるわけですね。

今度もまた、日系人を定住させるということで労働者としては入れていないとおっしゃる。しかし、これにも出てきたように、それから先ほどおっしゃったように、愛知、神奈川、静岡とまさに日本の自動車工場があるところ、そういったところにあつたと、私が調べたのは六カ月に七千人ずつふえているのです。愛知県なんか、ということ

とは、それが労働者ではないということはおっしゃいますけれども、これはまた建前は定住である、しかし実質は労働者である。しかも、単純労働を他の国に認めていないからそういった人たちが単純労働を今や担っているわけですね。だからこそ、今やブラジルなんかはブラジルの日系人の二割が日本へ来ているとすら言われている。そのぐらいの大変な数の方がどんどん日本へいらしているわけですね。

そうなった場合に、じゃ果たしてどこでもそういうふうなのかということをお伺いしたいのですが、これは外務省にお調べいただいていると思いますが、けれども、同じブラジル人でも日本だけが移民したわけではございません。ドイツからもイタリアからもスペインからも移民をしています。そういった移民をした人たちが今度ドイツへ帰ったときどういふ待遇を受けているか。外国人として扱われているのかそれともドイツ人として扱われているのか、二世三世はどう扱われているのか、簡単に答えたいかと思ひます。

○政府委員(荒瀬尚君) 私どもの調査でございまして、順番に申し上げますが、イタリアにつきましては父系三代母系二代までイタリア国籍を与えらるという制度でございまして、それからドイツでございまして、ドイツにつきましては父母いずれかがドイツ人である場合はドイツの国籍を与えらるという事です。それからポルトガルでございましてけれども、おおむねドイツと同じ制度であるというふうになっております。スペインも大体父母どちらかがスペイン人であればスペイン国籍を与えらる。

したがって、そういう制度でございまして、それぞれ母国の国籍を持って入る場合は文字どおりこれは内国民というその国民そのものでございまして、全くほかの国民と同じ扱いにならるという状況でございます。

○堂本曉子君 もう一度話を戻しまして、日本は移民した方たちに対してそれではどういふ見方をしているのか、どういふ位置づけをして

いらつしやるのでしょうか。
○政府委員(荒瀬尚君) 若干分けてお答えさせていただきます。

戦後、中南米諸国、北米もございますけれども、移民された方はおおよそ二十五万人ぐらいの方がおられるわけです。その方々は、我々の調査によりますとおおむね日本国籍を保持しておられるわけでございます。その方々をどう見るかというお尋ねでございますけれども、もちろん日本国民という点が一つありますと同時に、やはりそれぞれの居住国における相手国の社会なり経済の発展に貢献しているという意味で、我々にとつては、かけ橋というのがある表現かわかりませんが、そういう役割を演じていただいているというふうに思います。

それからそれ以外の二世三世はこれは国籍的にはそれぞれの居住国がございますので、ただ血液的にはつながりがございますから、我々は間接的に若干のお手伝い、環境整備的な事業は展開しておるところでございます。

○堂本曉子君 非常に私、中途半端だと思うのです。先ほどおっしゃったように、日本へ来るときはあくまでも外国人である。ドイツの場合なんかは国籍は二重になるわけです。ドイツの文化を持ったブラジル人として母国へ帰って自由に働いている。だから、できるだけ二重の国籍でもできるようにしている。そういうことですから自由に出入りができる。そして、自分の国の文化をまたブラジルに持ち帰ることができ、ブラジルの方は日本の文化をできるだけまた持って帰って、そして多様な文化を持つてほしいというふうに言っておられますけれども、私はこれの一番逆さまなのが在日の韓国、朝鮮の方だと思います。もう何世代も日本にいても韓国の文化を持った日本人として日本は認めようとしません。その逆さまに今度は日本の文化を持ったブラジル人、この場合にまた逆に二世三世になればブラジルの文化を持った日本人であるかもしれません。どっちの場合にでもそういう形で認めよう

しない。さつき久保田先生もさんざんおっしゃいましたけれども、余りにも国籍にこだわっているのではないかとこのうふうな感じがいたします。その限りにおいて、大変外国人労働者の問題、難民の問題そして在日韓国人の問題、全部人間に關して今この国際化した時代の中で日本がどう対応するか、この辺で日本は大きく脱皮をしないと私は思ひません。この辺で日本は大きく脱皮をしないと私は思ひません。これは何か去年「ドイツと日本の外国人労働者」というシンポジウムがあったその新聞記事などですけれども、そこでドイツのウィルヘルム大学のトレンハルト教授という方が、国際化された時代に必要なのは「その国民は同じルーツであるべきだ」という認識と決別することですと

言っています。労働事情からだけではなく時代の本質から外国人の就労、国籍、人権をとらえ直すべきではないか。そういった視点からいたしますと、今、余りにも建前と実態とがかけ離れている日本の状況が、不法と言われる外国人労働者、日系人と言われるこういう方たち、そういった方たちの中に非常に大きく出てきていると思ひます。例えば今、家族連れで日本へ帰ってきている方が大変ふえています。文部省はそういった方に対してどういう対応をいらつしやいますでしょうか。

○政府委員(長谷川善一君) 我が国に最近日系の方々の子女が大変ふえてまいりまして、公立の小中学校に就学するというケースも非常にふえてまいっております。これに伴ひまして、このような児童生徒に対しまして学校の適応の指導あるいは日本語の指導という面に関しましていろいろな問題を生じておるところでございます。

文部省としては、我が国の学校に入学を希望する子女につきましては内外人同一という原則に立ちまして受け入れるわけでございますけれども、これらの子供ができるだけ早く学校に適応できるように必要な施策を講じていかなければならないと考えております。現在受け入れそれから指導の実態、その問題点といった点につきまして全国、

的に悉皆調査をいたしております。結果は近々公表できる予定でございます。

ちよつと日本語の指導が必要だと思われる子供の数は公立の小中学校で五千数百名に上っております。平成四年度は、特にポルトガル語あるいはスペイン語によりまして学校生活を送る上で必要な事柄に關する日本語の教材をつくらうとか、あるいは特別の指導を必要とする者に対して教員を、文部省では加配と言っておりますが、教員の配置を考へる、あるいは特にたくさんいるところでは調査研究をやるための研究の指定校をふやす、そういうようなことをとりあへず平成四年度にはやる予定になっております。

○堂本曉子君 日本の労働事情から申しますと単純労働者が不足している。これはもうそういう構造的なものは毎日毎日私たちが目にし、新聞に出、テレビに出て、それでも日系人の定住を決めたならばこういう事態が起こるということとは十分に予測できたと思うのです。しかし、そういった学校の教育にしろいろいろなことが全く準備されないまま入管法だけが変つた。ですから、実際に来ておられる日系人の方はいろいろな形で不便を感じております。

今、学校で、これから平成四年にとおっしゃいましたけれども、アメリカでしたら国の予算で英語のできない子供のための教師がいますし、サンフランシスコには日本語で教える公立の学校すらある。そういったような準備がなされないまま定住権を認めて一カ所に一万何千人というような方たちがそこに移り住んでこられる。こういったことはあくまでも単純労働を当てにしていた労働者ではないとおっしゃつても、現実の問題としてはここにみんな広告が出ています。後でぜひいらんいたしたいと思うぐらい出ています、広告が。

労働省に伺いたいのですが、労働省は九一年になって、九〇年に入管法が変わりましたけれども、それから一年以上たつて日系人雇用サービスセンターをお始めになった、これは存じております。

そこにいた学生さんがこんなことを言っているのです。定員はたった二十人しか入れない小さなオフィスに四十人ぐらいの人で本当にいっぱいいた。ポルトガル語、スペイン語が飛びかつて四本ある電話はもう鳴りつぱなし。そして、もう本当にそこへ来ている人のひびきを越えて肩越しに、もしもと言つと、私は日本語でできないからと言つて、済みません、ポルトガル語の人お願いしますと言つて、うそですが、そのセンターにも実はポルトガル語のできる職員はおられなくて全部アルバイトの学生だと。

これはもう余りにも準備不足です。それでそれから全国から、仙台から名古屋から大阪からやってくる。帰りの電車賃もない。そして、来るのは働いている日系人だけではなくて雇用している企業の方でもやってくる。こういった状況では本当に、今、数字はつきりわからないとおっしゃいましたけれども、大体日系人の方十五万人ぐらいいらつしやるだろうということですが、全国に、一カ所二十人も入らないようなところ十五万人。対応のしようがない。もつと全国にそういうことをやる必要もありそうです。

それから労働時間、これは労働基準局やそういうところが、週に一回でもポルトガル語なりスペイン語なりのサービスをきちんとやるとかそういったことできちんと労働条件が守られているのか、それから社会保障はなされているのか、そういった点をこれからなさつてくださるかどうか、その点をぜひ伺いたいと思ひます。

○政府委員(伊藤欣士君) 先生御質問のとおり、日系人というのは日本人の配偶者等というふうな資格で合法的に就労していただいているわけでございますけれども、その就労経路を見ますと、現地の仲介ブローカーというふうな形で不正確な労働条件で募集されたりあるいは国内の悪質な人材あつせん業者を通じて就労するケースが非常に多いと思ひます。そういうことで、そうした不明確な就労経路に起因いたしまして労働条件をめぐるトラブルであるとか賃金の搾取とか違法な派遣等

の問題が非常に多くなっていることは十分承知しているところでございます。

したがって、このような日系人の方々の就労上の問題を解決するためにはまず仲介のプロローカを排除して適正な就労経路を設定することが非常に重要でございます。このために国内において日系人のために合法適正な就職あっせん体制を整備することが必要であるということで、お話がございましたように、昨年八月に東京上野に日系人の雇用サービスセンターを開設をさせていただいたわけでございます。

そのサービスセンターにおきましては、ポルトガル語、スペイン語の通訳を配置して、先生おっしゃってられるアルバイト等でございますけれども、就職を希望する方々の職業相談、職業紹介を行う。あるいは仲介のプロローカにパスポートを取り上げられたりして離職できないというような就労上のトラブルに巻き込まれた日系人の方々の相談に応じまして、労働基準監督官等と連携いたしましてその問題の解決を図る。あるいは全国の公共職業安定所を通じて日系人向けの求人というものをきちんとした形で受け付け、これをこういうサービスセンターを通じて職業紹介を行う。あるいは企業に対して日系人に対する適切な雇用管理を行わせるために、現に日系人を雇用しておられる企業あるいは今後雇用することを希望する企業等を対象とする研修会を設置するというようなことでやってきておるわけでございます。

先生御指摘のように、来所者の方、利用者の方が非常に多いございます。率直に言いますと我々の想定以上に、最近はまだ景気の停滞等反映いたしたせいで非常に来所者は多くなっております。そういう形で我々は増員等も図っておるわけでございますけれども、また安定所は全国に六百あるわけでございます。すべてではございませんけれども、そういう方々のおられる地域を中心に安定所にそういう方々の相談の窓口を設ける、あるいは全国の基準局でも窓口を設けておりま

す。

通訳その他いろいろまだ不備な点はあるわけでございますけれども、こういう働いておられる方々の労働上の問題、種々の問題を解決することをお手伝いするために今後とも頑張っていきたいと思っております。○堂本曉子君 大変労働省のお答えが長く、厚生省、自治省に何う時間がなくなってしまうので申しわけございません。

まさに私の申し上げたいのは、今それだけ労働条件のこといろいろあるおっしゃる。講習をなさる、職安にずっと人を配置すると。それでは、先ほど最初に法務省に伺ったときに労働者として対象にしてはいいのだとおっしゃったことと、これだけ労働省と法務省の間で矛盾するじゃないですか。実態は、結局その矛盾はさきこそが実態なのですね。労働力は必要としていると。

ですから、私はきょう日系人のことを問題にしましたが、これは外国人労働者全部の問題だと思っております。日系人のことを取り上げた方がわかりやすいから、今たまたま定住化で合法的に働いている人たちがこれだけ人権を侵害されて、今おっしゃったように、あつせん業云々とおっしゃいましたが、ここに、出稼ぎ日系外国人労働者という本もありました。その書き出しは、一生懸命に世話をした旅行業者の人が逮捕されるという話から始まっているのです。たまたまその労働者の方からかわいそうでお金ももらえないから企業の方からお金をもらったらそのために逮捕されたというところで、ずっと彼と相談をしていた人たちがいろいろな嘆願をして、それからブラジルでもそのことが大きく新聞に出るといようなことがありました。

最後に、運輸省おいでいただいているので、これはぜひ法務省、労働省にもお願いしたいのですが、それから大蔵省にもお願いしたいことですが、運輸省としても何らかの形でブラジルの日系の方のそういう機関、出先機関の人たちが日本で働けるような方法を講じていただきたい。今は国家試験があつてそうしなければだめですから、旅行業

務取扱主任国家試験をパスした人しかできない。それから資本金は三千万円以上必要だ、こういうことではできないわけですね。

ですから、そういう方は今おっしゃった職安で対応できないのであれば、やはり日本語とポルトガル語なりスペイン語ができる、そしてそういった旅行あつせん、旅行あつせんではないのですが、旅行業の方が日本へ送ったそのついでにまた日本へ出先を持ってそこで仕事の世話をしてビザの切りかえの世話とか、いろいろな世話を今やろうと思ってもできないことが悩んだそうです。きのう運輸省にお調べいただいたら今たつた三軒しかない。でも十五万人にそれだけで対応できないから、皆、潜りでやるわけです。潜りでやることをまた不法だということと逮捕されてしま

う。そういう悪循環が起きています。これはたまたま日系人の問題ですが、やはり日本という国は、ドイツは確かにおっしゃったようにトルコ人の問題で随分悩んだことは事実ですが、でもドイツの労働組合はこの新聞を読む限りでは、自分たちは何とかして社会的な保障、それから企業が住居を保障すること、そのことを条件に外国人労働者の受け入れに合意した。これは労働総同盟の人がそう言っています。そして今、何をやっているかという、選挙権を与えること、そしてドイツ国籍が取りやすくなるために二重国籍を容認するよう主張している。こまでもうドイツは進んでいるわけなのです。

日本も今、国際化の時代であれば、こういった大勢の方たちが日本の中でびくびくしながら、はらはらしながら何十万という人が働いている、そういうことは大変日本外交の中で私はゆゆしき問題だと思っております。大臣もぜひ、先ほど大臣の御意見ある伺いましたけれども、そういった実情を再度お調べいただいて実態に即した、余りに建前と実態の離れたような、法務省と労働省の立場がこんなにお違いになるようなことにならないよう、そういう形で移民の問題をお考えいただ

きたいとお願いいたします。次に、また私は地球サミットの何を伺いたいのですが、あしたからいよいよ賢人会議が開かれます。それを前に実はこの日曜日は凡人会議というものが開かれました。かつて昔は、本当の賢人というのは大変凡人に耳をかしたそうです。賢人は凡人に、凡人は賢人に耳をかしたのだと思ひますけれども、なかなか今度開かれる賢人会議は凡人を開きましておりましてクロズドで開かれる。そういうわけで、私は凡人を代表してきょうは賢人にいろいろ伺いたい、そう思っております。今回は何といつても資金メカニズムのことが一番主要な点ですけれども、日本政府は今、焦点になつておりますGEF、全世界的環境機関と日本語では訳されているそうですが、グローバル・エンバイロメンタル・ファシリティー、原則的にこれに賛成しておられるのかどうか。途上国では非常に危機を抱いていますが、日本はどういう対応をしていらっしゃるか、まず伺いたいと思ひます。

○政府委員(丹波實君) 地球環境保全のための追加的な資金の必要性につきましては、国際的に広く認識されておるところだと思ひます。日本は、御承知のとおり、これまで二国間及び多国間のODAを通じて協力と拡充してきてきたわけですし、今後ともそういう拡充を続けていく所存でございます。今、先生御質問の地球環境対策の資金のメカニズムの問題でございますけれども、日本を含みますところの先進国側は昨年、世銀、UNDP、UNEPの三つの機関によって試行的に設立されました先生御指摘のこの地球環境基金の活用が基本的には図られるべきであるという立場をとっております。このGEFはまさに試行的な段階にございまして、今後、地球環境保全に対応するための中核的な基金としてこれをいかに改善するかということが我々の前の課題になつておる、こういうふうに認識いたしております。日本を含みますところの先進国は、昨年の十二

月、先生御承知のとおり、OECDの環境開発大臣会合におきましてこのGEFの意思決定の仕組み等を改善する用意があるという意図を表明いたしております。また、このGEFの参加国会合におきましても、昨年の十二月及び今年の二月、既に二回にわたりまして具体的な改善方策につき検討を進めておるところでございます。

先般のニューヨークにおきましてUNCEDの準備会合におきましても、この問題をめぐりまして最終的には一本化された考え方というものは達しませんでしたけれども、しかしながらその準備会合を通じて先進国側と開発途上国側が相当意見の交換を行い、一本化にはなっておりませんけれども、双方の理解が随分進んだという認識は持つておる次第でございます。

いずれにいたしましても、GEFを今後いかに改善していくかというのが我々の課題であるという認識を持つておる次第でございます。

○堂本暁子君 まさにニューヨークの最終準備会の議長を務めたトミー・コー議長が議長案を先日出しました。その中でGEFに触れて、GEFの運営は透明性と民主性が確保されるべきであるというふうに述べていますが、この点についての日本の対応はいかがでしょうか。

○政府委員(丹波實君) GEFがプロジェクトを実施していく場合の透明性、トランスパレンシーでございますね、これが一つ開発途上国側から見ると問題になっておるといことは先進国側は十分認識しております。先生が今読み上げられた透明性が確保され云々というところ、それから民主的でないけれども云々という点につきましても、まさに先進国側としてはそういう認識は持つておるといふふうに承知いたしております。

○堂本暁子君 先進国の中でも日本国はいかがですか。

○政府委員(丹波實君) 必要に応じて大蔵省当局からも御聴取いただきたいと思いますが、基本的には日本政府といたしましては、このトランスパレンシー、透明性の問題はやはり改善の対象であります。

るという認識を持つておるものと私は理解をいたしております。

○堂本暁子君 それでは大蔵省、今同じ質問で大蔵省にも伺いたいと思います。

○説明員(溝口善兵衛君) 先ほど外務省国連局長から御答弁ございましたように、GEFの運営の透明性をどういふふうに高めるかというのを目下途上国、先進国間で議論されているわけでございまして、私も運営の改善についてどういふふうな方法が適当かということで積極的に参加している次第でございます。

○堂本暁子君 凡人会議の中で非常にこのGEFに関して危惧を抱いている。その理由は二つあると思うのです。

一つは、やはり地域の主権者すなわち援助を受ける方の側、その住民とか先住民とか女性とかNGOとかそういう人たちが果たして実際に参加できるか、意思決定の場でどういふことが知らない間にすべてが決まってしまうというふうなことがあるのかないのかということが一つ。

それからもう一つは、今ある何れもおっしゃっているトランスパレンシー、透明性の問題だと思いますが、もう一度あえて伺いますが、透明性があった方がいいというふうにお考えでしょうか。透明性を持つてというか民主的な方法で決定されること、そしてその情報が公開されて透明であるということの重要性というものを大蔵省としてはどうお考えでしょうか。

○説明員(溝口善兵衛君) 具体的にどのような仕組みが適当かということにつきましては目下議論されておるところでございます。私もその議論の過程の中で、どういふ方法が適当かということについて真剣な議論をしていきたいというふうにお考えしております。

○堂本暁子君 では逆の伺い方をさせていただきます。たいのですが、大蔵省はこの透明性というもののついては反対ですか。

○説明員(溝口善兵衛君) 反対ということはないです。私も、援助一般につきましても、

るだけ透明性を高めていきたいというのは政府の方針でございます。

○堂本暁子君 ありがとうございます。

それで、今まで試験的に行われてきたこのGEFなのですが、凡人会議は日本だけではなくて外国からも大勢いらしていらつしやいます。そのダンカンさんの報告の中に、GEFというのは試験的に今まで実施されている中で文書が一般に公開されていないということを調べて、アメリカのNGOですから、実際に世銀のプロジェクトをずっとフォローした上でそういうふうな報告をいらつしやいます。

一九九二年の二月にもその内部メモを回覧して、世銀プロジェクトのGEF関連部分に関する文書を公開することすら世界銀行の方針に反すると主張しているというふうな言いつらつしやるのですけれども、この点については大蔵省は御賛成でしょうか反対でしょうか。

○説明員(溝口善兵衛君) 世銀のケースでございますけれども、国際機関として仕事をどのように進めるかということにつきまして一定のルールがあるわけございまして、そのルールの中で適切な情報の提供開示というのはやっていたかきやいかぬと思えます。ただ、プロジェクトを組成する過程、形成する過程での議論というのは、それなりの相手国との関係もございますから一定のルールというものがあつたやないかというふうに考えております。

○堂本暁子君 今おっしゃった一定のルールというのとは非公開ということでございますか。

○説明員(溝口善兵衛君) 内容によろしいと思えますけれども、私も承知しております。これは、プロジェクトがまだまとまっていなかつたかあるいは理事会にかかるとなつてないという段階ではそれは世銀の中の仕事でございまして、相手国政府とも話している段階の話をございましてから一定のルールに基づいてやつておるといふふうに理解をしております。

○堂本暁子君 そこがまさに問題だと思うのです。

ね。決定してしまつてからではどんなに反対運動が起ころうが、どんなに地域の先住民が自分たちはそのことがいやだと言つてももう遅いわけですから。だからこそ、一番透明性が必要なのは決定のプロセス、まさにデシジョンメイキングの段階だと思ふのです。

私、幾つか知つておるプロジェクトがあるのですが、一つはこれを自分で見て参りました。その現場に行つたのですけれども、これは地球に非常に環境的なプロジェクトとして挙げているのがレイテ島の地熱発電所なのです。確かに石炭の火力発電所から見れば二酸化炭素は排出しないかもしれませんが、でも私の知つておる限りでは、それじゃその地域住民がその電気を許容しているかというところ全然それはない。そして、その電気が送られた先の工場では大変な公害が今起つておるわけですから、現に。そして、実際は何十年とつづいてきたパイプも硫化水素の影響でもう五年ぐらいでだめになりそうだというような事実もあつた。

それからもう一つ、これは自分で行つておるわけではございませんが、カメルーンのケースで、これもGEFのプロジェクトですけれども、森林の一部分は伐採しある一部分は保全するというプロジェクトがあります。これは世界銀行が、一次熱帯雨林は伐採しない、そういうことのために資金を供与しないというのを決めているにもかかわらず、それに反したことを実はGEFでやつておるのです。

こういった今までのプロジェクトを一つずつ丁寧に検証していくとやはりおかしい。そうであれば、みんな南の国の人やそれからNGOの人が、どういふ形で決めるかというこの決定に対しては非常に危惧を抱くというののもちろんだと思ふのです。

今、日本は意思決定の仕組みの中でトランスパレンシーが大事だと思つておつしやつていらつしやいますが、本当にそうですか。

○説明員(溝口善兵衛君) 先ほどプロジェクトを形成する過程のことについて申し上げましたけれども、

ども、その過程でも相手国政府の方でそういうプロジェクトを進めるに際しまして、相手国のプロジェクトでございまして、その過程で環境に対する評価とかあるいは国民の意見を聞くというのとは当然そこには組み込まれておると私どもは承知しております。世銀もそういうことを相手国政府に対してやるように監視をしておるわけでございまして、その問題とそういうプロジェクト組成の過程でのいろいろな各界の意見を聞くという問題と、それを受けて世銀がプロジェクトを組成している段階の情報をどういふふうに出すかというのとは違う問題ではないか、二つ問題があるんじゃないかと思ひます。

私どもは、プロジェクトを組成する過程で環境の評価をできるだけやるとかあるいはその過程でいろいろな意見を聞くというのとは大切なことだというふうに考えております。

○堂本曉子君 ということは、その地域住民の意見を十分に聞いてということですね。ということは、こういうことをやるからそのことにこういうふうなメリットがあつてこういう環境に十分配慮された形のプロジェクトをやるのだと、そういうふうにおっしゃったとすると私は一つ大変疑問に思うことがございします。

これは最終準備会の際のものですけれども、資料を配っていただけますでしょうか。

(資料配付)

これは「Financial resources and mechanisms」という財源と金融のメカニズムのアジェンダ21ですけれども、この中で十一ページの三の項目、その「財源とメカニズム」の「活動」の中で「実行手段」という部分ですが、「国際的財政機構の運営において、平等で、調和のとれた代表権と透明性をつくりだす」という項目があるのです。「To develop an equitable and balanced representation and transparency in the governance of international financial mechanisms」というところで、その後「delete Japan」、これは日本は削除を要求している。

どうしてこれを削除しなければならぬのでしょうか。これは今、凡人会議もそれから途上国も一番大事にしているまさにそのトランスパレンシーという部分であり、そして平等とバランスのとれたお互いの代表権、そういったものを大事にしようという項目だと思ふのですが、透明性に賛成している日本がなぜあえてこれを削除しなければならぬのですか。

○政府委員(丹波實君) 突然の御質問でございまして、私も私の御答弁に誤りがありましたら先生に後で御訂正申し上げたいと思ひますが、この部分の内容につきましては日本政府は異議は持っておりません。ただ、この表現は別途資金メカニズムについて触れた部分で既にこの種の表現があるので、そういう意味でダブルになっているのではないかと、そういうことで削除を提案したというふうになっております。

○堂本曉子君 それは何条の何項でしょうか。どこにございしますか。

○政府委員(丹波實君) 実は、そのほかのどこかというところがまさに今ここに資料を持っていないのですけれども、ほかの資金メカニズムを論じたところで同じ表現、同趣旨の表現があるのでここでは繰り返す必要がない、ただそういう技術的な理由でこういう提案をした。

しかし、この表現自体そのものについて、てにをは別としてこういう考え方自体については、先ほど大蔵省の課長からも申し上げ、私からも申し上げたとおり、国際的財政機構の運営において平等で調和のとれた代表権と透明性をつくり出すという考え方自体には私たちに異議はないということはおし上げられると思ひます。

○堂本曉子君 私は、ほかにどこにあるのか、こちらが読み落としていたのかもしれない、わかりませんが、きょうはつきりと外務委員会の席で日本はこの内容については賛成であるという御答弁をいただいたので大変安心をいたしました。これから賢人会議が開かれるわけですし、凡人

会議の方といたしましては、これからは何よりもそういった透明性とそれからここに書いてある平等な関係、それがやはり先ほどの外国人労働者の問題も同じだと思ひますけれども、地球市民という視点、そして私たちが全部で共有する自然であるとするればお互いそれはどうやって平等に大事にしていけるか、そのことは一部の人たちで決定を見る、それから巨大なプロジェクトとか巨大な資金で例えば南の国の一部の人たちがそれを使ってしまうというような批判も多々UNCEDの場でも出されたわけなのですが、そういったことのないようなメカニズムをぜひ日本としては主張していただきたい。

とりあえず四月二十九、三十日はGEFのパティシバント・ミーティングがワシントンであるように聞いています。世銀、UNDP、UNEPと一番この資金にかかわる人たちが恐らくこれらのメカニズムについて議論をするのだと思ひますが、最初のメカニズムの決定のところが一番大事だと思ふのです。日本政府としては、そういったところにNGOもオブザーバーとして参加するということのようなことを提案していただけないでしょうか。

○政府委員(丹波實君) 先ほど私が申し上げた表現のところは、GEFを論じたところでの考え方として申し上げたわけでございします。

ただいまの先生の御意見につきましては、GEFに関する情報を広く配付する、具体的には各種資料の配付に加えてその参加国会合の前にGEF関係者とNGOとの意見交換の場所を設定するということも考えてまいりたいというふうにご考えておる次第でございします。

○堂本曉子君 ミーティングをするだけではなくて、実際に会議の成り行きといひますか、その場に、今にも賢人会議、本日は私は最初の日でも凡人が賢人の議論を聞けるということがとても大事だと思ふのです。本来はそれが昔から東洋に伝わっている賢人のやることだというふうな思ひます。それから先に詰めるところで秘密会議という

ようなこともあるかもしれませんが、しかし、そのことが一番大事なのに、終わってから何かオーブンであるというのとはとても残念に思っているわけですが、それは竹下元首相のなさることなので外務省のなさることではないと思ひますが、こういった二十九、三十日の場合でもできるだけ最初のスタートで、どういう発想でどういうことをこれから地球環境を守るためにやろうとしているのかというその発想の部分で、ぜひ市民、NGOの参加が得られたら大変うれしいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

どうもありがとうございました。

○委員長(大鷹淑子君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(大鷹淑子君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○黒柳明君 イランのことですけれども、ノンビザのあれはあしたからですが、ビザが必要というのは。

○政府委員(荒瀬尚君) 四月十五日付をもちまして、それまでイランとの間で結んでおりました査証免除取り決めの一時的に停止させるということにしております。

○黒柳明君 今まで、さっきもあつたように、上野や成田周辺あるいは原宿周辺、異様なあれだったのですけれども、ビザを取得することになればイランの訪日者は当然これから激減する、そういうふうな考えでいいわけですか。

○政府委員(荒瀬尚君) 我々としてはそういう効果をねらっております。

○黒柳明君 今まではどういふことですかね、日本に來たってそんなにメリットはないと、全体的に、部分的には働いていていいという人は私も

相当聞いていますけれども、全体的にはそういうメリットがないのに、なぜ今まで異様に日本に続々後から来るということだったのですか。やっぱり向こうの政府のPRが足りなかったのですか。

○政府委員(荒瀬尚君) イランのケースについて申しますと、御案内のとおり、まず一般的理由として日本とイランとの経済及び資金格差というのがあります。それから国内のある職種につきましてはそういうイラン人等の外国人を雇用したいというニーズがあるということが一般的にございます。それからイランの場合、御案内のとおりでございますけれども、イラン・イラク戦争後、湾岸地域における雇用機会が非常に少なくなったということが背景として指摘されると思えます。

○黒柳明君 而政府間のいろいろな話し合いというのが当然行われて、要するに来日に対していろいろなマイナス面というのは向こうの政府はよく知って、あるいはそれに対していろいろなアクションも起こしていたということは間違いないのですね。

○政府委員(荒瀬尚君) 御指摘のとおり、イラン人の来日数が急増したのは平成二年度あたりでございます。それ以来、私どもはイラン政府と話し合いをしまして、先方も日本・イラン関係上好ましくないというところをよく理解しました。それからイランの国内におきまして、イラン政府としてもそれなりのいろいろな広報活動をやったというふうに承知しております。

○黒柳明君 大臣、きのうの総理の会見で、PKO解散はない、こういう発言をされましたね。大臣はなんだって、PKOが廃案なら解散を言いますと。若干総理とは、PKOに対する熱意というのとは外務大臣の方があるやに見受け、また若干その行き着くところについての見解が違ふなど、こう感じたのですが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) この解散権の問題は総理の専横事項でございますから、私が解散する

わけではありません。ただ、それくらいの熱意と情熱を持ってやらなければならぬという意気込みを示したわけでありませう。

○黒柳明君 そんなもの外務大臣が発言しなくたって、もう渡辺美智雄と聞けば熱意と情熱の固まりということとはわかっていますよ、大体。しかも、隣で局長の発言をストップさせるなんていうのは、公明党の中でもなかなかそんな勇氣ある人はいない。御立派だと思つて、先刻は。

ですから、そういう情熱、熱意はもう結構なことだと思つたのです。ただ、どうでしょうか、手順としては、廃案になれば、当然国民に信を問う前にやっぱり内閣の責任ということになるのではありませんか。総理の専横事項ですから解散することも自由ですけれども、その先に内閣総辞職、こういうことがあつて、そうすると今度は選挙に打つて出れば選挙管理内閣と、これが憲政の常道であるのかなと、こういうふうに通うのです。やっぱり国民に信を問う一歩前には内閣の責任というのが問われなきやならない、これは当たり前でしようね、こんなことは。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは内閣は一生懸命やつておるわけですから、だから通らなければ通らない理由について国民の考えを聞くのも一つの方法ではあります。これは見解の相違でございます。しかし、解散になるかどうか、それは私はわかりません。

○黒柳明君 きんのうの総理の発言、PKO解散はない、こういう発言をお聞きになって、今もやっぱり廃案になれば閣僚の一人あるいは副総理として進言は絶対やるのだと。これは情熱とか熱意だけじゃなくて具体的な行動も起こすということには変わりないですか、今現在。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それぐらいの決意で取り組まなきやならぬという一つの意思表示でございます。

○黒柳明君 そうすると、要するに大臣の発言は、意思表示と実際のアクションと一々聞いて判断し

なきやならないのです。要するにアクションは起こさないと、熱意のあらわれだと、こういうことなのですね、今のことは。

○国務大臣(渡辺美智雄君) しかし、どうなるかわかりませんよ。

○黒柳明君 どうなるかわからないからいろいろ聞いているじゃないですか。こつちがわかつたら聞きませんよ。どうなるかわからないから聞かざるを得ないのです。

これも大臣に言つて、おれはそんなこと知らないなんて怒られちゃうかもわかりませんけれども、おとといの日曜日に民社党の大内委員長がテレビでPKO発言をした、きのうの新聞にも若干出ていましたけれども、言葉、てにをはは正確じゃないにしても、要するにPKFの凍結は承認という前提があるのですよ。委員長がはっきりここで初めて言うのだと、こういう言葉でおっしゃりながら凍結結構だ。これは前提がありますよ、凍結だけでノーズロで結構だと言つたわけじゃありませんが、要するに凍結いいですよ、こういうニュアンスで間違ひなく言つた。これはもう間違ひないわけですね。

そうすると公明党は、まだ国民の理解を得ていないから凍結いいがでしようかと。民社党も初めておととい委員長が、条件は承認ですね、問題はいろいろあるけれども、凍結もいいじゃないかと。そうすると問題は自民党なわけですよ。与党の自民党、一番苦労して一番悩まなきやならない自民党。これは大臣は凍結でもいいというふうな発言をたしかされましたね。いや、してないかな、まだ僕はしてないというふうな感じがするのですけれども。

問題は自民党です。大臣は自民党、政府のナンバーワンですけれども、参議院の中の自民党がまだ、一部には有力者が凍結もいいだろうなんてことを言つて、肝心の自民党が凍結いいのだという発言をしないうと、こで一つの棒が固まらないわけですね。何か吹けば飛ぶような、民社党を吹けばというの失礼ですけれども、野党の二つの核が凍結

というような意思表示を出しているのに、肝心の自民党が何だか凍結いいのが悪いのか、全体の党としてまとまっているのかとまわっているのか。

政府は非常に柔軟姿勢、きのうの総理もそれから外務大臣もそうです。国会の推移、修正、再修正と、こういう発言が絶えず出てきます。ところが、肝心の与党自民党の凍結結構という発言を聞いたことないのです。これは、おれは自民党じゃない、政府だといつもこういうふうに通うので、すけれども、別に逃げる逃げないの問題じゃない、これは非常に重要なことなので、一つこの枠だけでもまず固めなきやその次に移らないのじゃないでしょうか、いろんな根回しもいろんな修正の話し合いも。いかがでしょうか、このあたり。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 政府・与党のことで、極力連携を密にしてやっております。したがって、野党との根回しといえますか。そういうことはやはりつかつかさがあつて、それでやっておりますから、ちゃんとあなたの方にも伝わっているはずですね。

○黒柳明君 やつてはいるたつて、大臣、目の前にしている私は何だかわかりますか。私はいわゆる参議院の二十人のキヤスティングボートの団長です。それから、もう一回大臣の認識改めなきやだめやつてない。新聞にはやつていっているんですけど、まだ始まつていない、そんなに深くは。

だから私は聞く、心配も含めて。我が党は賛成ですから、ぜひ成立させたいわけですから。ただ、政府・与党じゃないですから、私たちが、余り皆様方が固まつていない、根回ししているときに、通過だよ通過だよと。これは見通しもこれからどうなるのかそれこそわかりやしません。私たちとめ役なんて力ありませんからね。ですから、私たちはこの発言がどこよりも重要なんだ、大臣。ほかのところの根回しは根回しでいいじゃないですか。ここにおける発言というのはこれは最大の重要じゃないですか、この国会というところは。

だから、国対政治やめろとかそういう意見が出

ぱり一つずつクリアにしていかなないとどうもこんがらがった糸はほぐれない。

そのためにはこの凍結についてまずある程度、集まってなんという必要ありませんが、意思を合ためて、それで承認についてまた何らかの話し合いをしていく。こんな簡単な問題、簡単といえども何れも難しい問題でも何でもないと、思うのです。ぜひそういうことについて政府・与党、なかなんとく外務大臣、何かどこかであれやっていますか、というふうなことでなくて、それをむしろ督促してひとつまとめる方向で頑張ってください。

何かあったらだれかに任せないでひとつその話も聞いて、現実はどうなっているのか、そういうことも踏まえて。何となくどこかでだれかやっているの、というだけではなくて、現実の話をよく聞いていただいて、それでこの発言も慎重にしながらひとつまとめる方向でやってみてください。

これはほかの野党に対して失礼になるかと思いますが、私たちはしょうがない、既定方針がそうなのでからね。

○國務大臣(渡辺美智雄君) いろいろ御意見を承っておりまして、各党の意見がいろいろございましてから極力包括的解決をしたいと思ひます。

○黒柳明君 包括的それから普遍的、ということはやっぱありあてでしょう、一時あつたようなカンボジアとか時限立法というのはその点は大臣は好ましくないという見解ですわな。金丸さんに遠慮なんかすることない。総理が言ったのですから金丸さんに遠慮することないじゃないですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは時限立法でカンボジアだけに適用するということはいろいろ問題がありまして、現法案で社会党もみんな賛成してくれろというなら話はまた違ふのでしようが、そこらのところも考えますとなかなか時限立法といつてもこれはそう簡単にいかないと思ひます。

○黒柳明君 北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国、お昼のニュースで田邊委員長の訪問あるいは自民党の池田団長中心の訪問。金日成のNHKのコメン

トですけれども、日朝正常化は進んでいる、いい方向で進んでいると、こんなコメント、短いコメントですけれども出ていました。

大臣、どうでしょう、日朝の正常化の大きな原因、いろんな原因、解決しなきゃならない問題あるかと思ひますけれども、北側の核に対する姿勢、これがやっぱ大きな解決しなきゃならない問題だと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) そのとおりであります。

○黒柳明君 それで先週の日曜、核査察について向こうの国会で批准はした、これから自主申告で、六月ごろからIAEAの査察が入るだろう、こんな報道が行われておりました。それからきょうの總理の池田団長への親書の中にも核に対するコメントがあるだろうと、こういう報道が述べられておりました。

二年前ですか、金丸さんが行かれたとき金日成主席から、北は核兵器を開発する能力もなきや意図もないと。それで、その翌年ですか翌月ですかアメリカの方からの軍事衛星で、大型原子炉がある、それから再処理施設建設中だと、こんなあれが入ってきましたね。それを日本政府も分析して、材料は先ほどもおっしゃったように少ないと。どうですか、その分析の結果というのは。

○政府委員(谷野作太郎君) 北朝鮮の核の問題は私どもで所管しておりますので、私の方から現状の承知しておるところを申し上げたいと思ひます。

まずピョンヤンから北に九十キロ、寧辺というところがございますけれども、そこにはソ連から導入いたしました研究炉がございます。これは明らかにしておるところでございます。かつこれに對しましては保障措置協定に基づくIAEAの査察がかかっております。したがって、定期的にIAEAによる査察も行われておるといふことが第一でございます。

他方、未確認の部分があるわけでございます、これにつきましては報道等もありますし、けさは

とも田先生にお答えいたしましたけれども、アメリカ側の例えはCIAの長官もいろいろ証言をいたしております。それによりますと、小型のもの、大型のもの二基の原子炉が既にあるということとが言われておまして、そのうちの小型のものは既に運転が開始されておるといふことでございます。

それからもう一点、再処理施設の話がよく出てまいりますが、これにつきましては報道等がございますし、これもCIAの長官はこの存在を事実として証言しておりますのみならず、近くこれは完成する見込みであるというアメリカの認識を述べておるといふことでございます。

○黒柳明君 大臣、いつでしたか、先週だったです、魔沼で御自分の後援会だか何だかいろいろなコメントの中で、北は信用ができません、ラングーン事件を持ち出してそういうコメントがどこかの新聞に出ていましたね。要するに韓国の自作自演であると言っている、信用できません。

基本的には、大臣、まあ基本的にそういう考えありますかと。これは一國の大臣ですからね。そうじゃなくて、基本的じゃなくて、大臣、そういう部分もやっぱりまだあるのですか、北に對して。信用できない部分もまだあるわけですか、特に核については。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは今までそういうような問題について世界的に一応常識的になつておることについて全く関係ないと、こうおっしゃっておるから、今回もやはり言っていることが本當に正確であるのかどうかという疑問を持っています。したがって、やはり国際的な厳正な機関の査察を受けるべきだということにポイントを置いて話したものであります。

○黒柳明君 我が党も行かなきゃならない、接触しなきゃならないのですが、自社の方が熱意あつて先行していますので、日本政府が今交渉している最中、そのさなか、国会の審議忙し中ですね、行かれた。これ何らかの成果があるとすると、北のこの核査察についての意思といひますか意図と

いいですか、前向きの姿勢といひますか、そういうものについて大きく引き出すことがやっぱり訪朝の成果の一つであるかと、こういうふうには私思ふのですが、いかがですか、大臣。

自民、社会が今訪朝していますのでしよう。それが北に對して、いわゆる核に對して、日朝の国交正常化には非常に必要であると。今の両党の訪朝団、これはもう金日成の八十年の祝賀に行っているわけですからそれがメインですけれども、やっぱり日本と交渉している最中ですから、重要な核に對して、しかも批准した、いろんな疑惑もまだある、こういう最中ですから、それについて向こうの何らかの前向きな姿勢というものをキャッチする、これもやっぱり両党の訪朝団の一つの役目であるかなと。あるいは役目と言わなくても何かあれば一つの成果かなと、こういうふうには私は感じるので、いかがですか、大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 何かあることを我々も期待をします。

○黒柳明君 局長、もう時間もないが、自主申告があつて六月ぐらゐに査察があつて、それで北から出した核査察の規定の中には、特に韓国側のマスコミあるいは韓国側が言っている再処理施設の廃棄に對しての手順がないと。これはいわゆる核隠し、核疑惑が助長されるものと、こんなコメント出ていますね。

我が國の姿勢というのはどうなのですか。アメリカの資料で見た、分析した、そういう建設中であらうか。それに対して南も、その今回の核の批准はした、査察も受けるであらう。だけれども自主申告の中では、まだ内容はわかつていませんから、そういうものは出てこないのじゃなからうか、やっぱり南北の相互査察しなきゃだめなのじゃなからうか、この韓国側は言ってますわね。それについて我が國の考え方はどういう考え方ですか。

○政府委員(谷野作太郎君) IAEAとの協定の批准の措置がとられましたから、お話ししておりますように、今後は査察の段階に入ります。そこ

で問題は、すべてのいわゆる核物質がIAEAの査察のもとにさらされるか提供されるかということとございまして、そこを国際社会はじつと見ておるといふこととございましょう。

それから再処理施設の話につきましては、これは私どもの考え方もさることながら北と南で明確に国際社会に対して廃棄するという約束を約束したわけでございまして、南もそういうことで考えておりますので、北も国際社会に向かって行った約束、これは果たしていただきたいというふうな考えです。

○黒柳明君 大臣に、最後に一言。

ちょっとまた話題が変わりますけれども、ウルグアイラウンドは延期しましたね。大臣が、夏ぐらいまでか何か十二時のNHKのコメントに出ていました。それで我が国として一服かんと大臣が閣議後におっしゃったと、こんなコメントが出ていました。

どうですか、どうもこの二十二日にはアメリカとECのトップ会議があります。これもどうなるかわからない。そうするとドングル案の昨年末のあのまとめ方が早急過ぎたのかなと。それなりの一つの時期ではあった。やらなきゃならないときはあったとは思いますが、あのまとめが非常に早過ぎたのかな、もともととて各国の意見を聞きながら時間をかけなきゃならなかったのかなと、今になってこう思いますが、ただ単に、大臣も言ったように夏までか。夏までちょっと持ちますか。夏までか、こうNHKのコメントですが、ちょっと正確にはわかりません、閣議後の大臣のお話。

延期されたことについてどういう考えをお持ちですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 延期はされましたが円満に話し合いがつけばあとは早いですが、円満に話し合いがつかどうか。無理して採決して決めるような話じゃありませんからね。あれは。選挙というのはどの国にとってもいろいろな合理的な要素も入ってくることは古今東西大体似

たようなところがあります。

○黒柳明君 何かあったようなわからないような、最後は推問答だ。

結構です。

○立木洋君 旅券法の一部改正の問題でちょっとお伺いしたいのですが、手続が簡素化され迅速化される、これは当然のことだと思うのですが、午前中同僚議員の方からも指摘がありましたように、さらに改善する余地があるのではないかと。例えば旅券の期間の問題とかあるのはその他の手続上の問題で私も同じような意見を持ちながらお聞きしていただいております。ですから、ここで改めてそれを繰り返して申し上げることはいたしませんけれども、十分検討して、国民自身が本当にさらに改善して得るところがより大きいものになるように今後とも検討していただきたいということを私からもあわせて申し上げておきたいと思っております。

手数料の問題ですが、これまで八千円で、国の分が六千五百円、都道府県の分が千五百円、これを一万円にして、八千円、二千円、こういうふうになっているのですが、実際の経費というのはどれくらいかかっているのですか。もちろんそれぞれ国でいろいろ旅券法の手続の経過がありますから安いだとか高いだとかというふうなことを抜きにして、実際の経費というのはどうなっているのですか。

○政府委員(荒義尚君) 経費的な問題でございまして、まず二つに分かれます。一つは直接的な経費、これは人件費それから事務関係の経費、その他経費、こうなるわけとございまして。

そちらを先に申し上げますと、国の負担する経費の部分につきましては、先ほど申しましたように、人件費、事務費、その他経費で一般旅券一冊当たりで申し上げますとおおむね現在七千八百円ぐらいになっている。それから都道府県の分は同じく人件費、事務経費等とございまして、この分が千九百円を超えておるといふこととございまして。これは直接経費でございまして。

そのほか、これは数値化できませんけれども、一応考え方としては、旅券を持って海外に渡航される方に対して必要な場合には我々が在外公館が邦人保護のために支援をしなければならぬ、こういう間接経費的な部分もございまして。

○立木洋君 今まで六千五百円だったから、今申されたことが事実であるとするは大分赤字になったというか支出がオーバーしておったというふうなことになるわけですが、そうするとまた近く手数料を上げるなんていうようなことはもちろんないでしようね、そういうことは。

○政府委員(荒義尚君) 午前中の本委員会の審議におきまして同様の御質問がございまして、それにつきまして大臣から答弁がございましたとおりでございまして、我々としては、基本的に旅券発給業務というものは行政サービスということに位置づけしておりますので、できる限り国民の利便ということを念頭に置いて従来ともやってきたということとございまして。

ただし、将来について一切これ以上の手数料引き上げはないかということとは、とてもそういう点は申し上げられないということとございまして。

○立木洋君 旅券法の問題については、午前中の質疑の内容と重要な点もあるものでこのぐらいいさせておいていただきたいと思います。

大臣、近くロシアを訪問されるし、この間コズイレフ外相も来て会談されておりますので、この間の経過を踏まえて領土問題を少しお聞きしておきたいというふうに思います。

昨年、ソ連邦があいふうに崩壊して、事実上ソ連邦のこれまで持っていた対外的な義務と権利、これがロシア連邦の方に引き継がれたというふうになっているわけですが、領土問題について言えば、今まで日ソの領土問題、これが今度日ソの領土問題というふうな形になると思うのですが、

本質的な問題というのは領土問題でこういう形式上の変化があっても変わりが無いということとよろしいのでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ソ連邦のかつての権利義務をロシア連邦が受け継ぐということははっきりしておるわけですが、したがって、新政権が領土問題、国境画定問題等については法と正義に従ってやりましようと言っておりますから、我々は引き続き今までの考え方も含めて交渉に当たっていきたいと考えています。

○立木洋君 ことしの二月でしたか、平和条約の作業部会がいろいろ作業を進めているわけですが、これも、去年、当時のゴルバチョフソ連大統領が来たときには過去の問題については我々が責任を持てないみたいな演説があったわけですが。

今度の日ソ平和条約の作業部会、これは次官級の会談だということですが、そこではクナージェ外務次官がかつての日ソ共同宣言の有効性を確認した、それから同時に一九六〇年に出したソ連側の声明、これは克服しなければならぬというふうな態度も表明したというふうな形です。ことし二月の作業部会が行われたわけですから、この作業部会についての向こう側の発言をどういうふうにするのか、今時点でも評価されておるのでしょうか。

○政府委員(長瀬雄雄君) ただいま大臣が申しましたすべての条約、協定の権利義務関係をソビエト連邦からロシア連邦へ引き継ぐということの確認の中で、最も基本的な条約でございまして一九五六年の日ソ共同宣言がその一つとして当然私どもの関心のある問題でございまして、この条約、協定の権利義務の引き継ぎの際にこの宣言も間違いなくその中に入るといふことは明確に確認をいたしましたわけとございまして。

今、先生のお尋ねの点は、その前提に立ってさらにいわれる一九六〇年のグルムイコ覚書によってロシア側がその中の第九項を事実上無効としたと長いこと考えてきた問題、これは日本政府はいつときたともそういう立場は認めたことがございせんけれども、この問題をどうするかとい

う、これは法律論と申しますより政治的なレベルでの問題があるわけでございます。これはゴルバチョフ大統領が参りまして以来いろいろな形で問題になっているわけでございますけれども、この問題はこれからさらに、まさにクナエツ外務次官が克服という言葉を使われましたけれども、真剣な話し合いの中でいろいろな形で出てくる問題であらうかと。

ただし私どもの認識は、繰り返し申し上げますように、グロムイコ書簡によって日ソ共同宣言の効力が無効になるとか滅じられるとかということも、そもそもあつてはならない、国際法上そういうふうには認められないという態度でございまして、その基本的な認識、日本政府の立場は今日もいささかも変わりがないということでござい

す。
○立木洋君 日ソ共同宣言で触れられている領土といふは、色丹、色丹舞、これについては、九項の問題が出されましたけれども、この色丹舞、色丹の諸島を日本国とソ連との間で結局返すというか渡すというか、そういう問題は「平和条約が締結された後」ということになっているのです。まさにそれが問題だと思ふのですけれども、その点については日本側としてはどういう主張を二月の作業部会ではなさったのでしょうか。

○政府委員(兵藤長雄君) おっしゃるとおり第九項には、現実の引き渡しは「平和条約が締結された後」となっているわけでございますが、二月の平和条約作業グループでいたしましたことは、そういうつまり各論と申しますか意見の対立するところについての交渉ということではございませんで、まさに立木先生がおっしゃいましたように、交渉の主体がソビエト連邦からロシア連邦に変わった、人も変わったという中で、過去八回にわたつて日ソの平和条約作業グループというこの別の組織のもとで北方領土問題の歴史的なそれから法律的ないろいろな議論を重ねてきた。その議論を包括的に総合的に整理して、どこが意見の違つていたところか、どこが一致していたところ

かということを経合的にもう一回総括をして、その総括の上に立つて、新しく設置をされました日ロ平和条約作業グループ、またこの間、渡辺外務大臣に開始をしていただきました日ロ平和条約締結交渉を開始することができるとか、これを確認するというのが最大の重点でござい

ました。
その確認することが二月十日の時点での作業グループの目的であつたと、こういうふうには御報告申し上げます。

○立木洋君 二月の作業部会でも、そしてこの間コズイレフ外相が来て大臣がお会いして話し合いをした中でも、領土については返還ということは一つも言明がないと私は考えているのですが、それは間違いないですね。返還という言葉は一言も使っていない、向こう側は。よろしいですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 直接、返還の話まではまだいってありません。

○立木洋君 返還ということについて向こう側が触れていない原因といふことが要因というのか、なぜ彼らは返還という言葉を使わないのか、それはどういふ点に問題があるというふうには大臣はお考えですか。

○政府委員(兵藤長雄君) 一つは、まさに日ソ共同宣言に引き渡しという言葉が使われていることと同じことだと思ひますけれども、私の理解いたしますところ返還といふのは、所有権がそもそも別のところにある、たまたま持つてゐる、今占有している人がその所有権の持ち主、本来の持ち主に返すといふのが返還であるといふにいたしますと、またそういう理解で恐らくロシア側もあろうかと推察をいたすわけでございませうけれども、それであれば返還という言葉を使うことはまさにそういう前提を法的に認めることになるという配慮があるいはロシア側にはあろうかと思ひます。今日まで、おっしゃる通りに、返還をするという意味での返還という言葉を使つたことはいないと思ひます。
○立木洋君 それでは、領土を引き渡すというこ

とについては明言したことがありますか。

○政府委員(兵藤長雄君) これは今度は実体の話になると思ひます。

言葉はどうであれこれを日本側に渡す、引き渡すあるいは返還する、それは法的な立場によつて異なるわけでございませうけれども、その実質問題について立ち入つて、二島についてはもちろん、歯舞群島、色丹島については私どもは日ソ共同宣言で決着がついておる。したがつて、話は常に国後、択捉両島に私たちの立場から見ればなるわけでございませうけれども、その点について実質について向こう側が確約を示すという意味での言葉を使つたことはまだないというところは御承知のとおりでございませう。

○立木洋君 いろいろ新聞なんかの報道を見ていますと、結局ロシアの国内でいろいろ反対の声が大分あるのだ、強いのだ、だからなかなかそういうことは難しい、早急に解決できないというふうな言い方をしているのは私はいささか筋違ひじゃないだろうか、向こう側のおっしゃる言い方は。

結局、いろいろ見ても確かに五七%反対者がいるのだとか七一%反対論があるのだとかいふようなことがさまざま形で報道されていませうけれども、しかし実際にこれまで領土の問題を正確にソ連の政府にしろソ連共産党にしろソ連国民の中にその歴史的な事実を事実として明確に述べてきていない。大変な事実の歪曲がある。これはソ連の学者でも今日の中では指摘されていませう。ヤルタ協定なんかのあいまいなものも破棄してもいいぐらいたつたといふことさへ言うソ連の学者なんかもいるのですけれども、こういう問題については、これまでソ連の国内でそういう反対論があるのでもなかなか難しいといふ言ひ分については、こちら日本側の見解はどういふふうに述べられたのでしょうか。
○国務大臣(渡辺美智雄君) それは政治論でありまして、現実的に世論が反対が多い、それからそれに従つて世論の代表である国会議員も反対して

いるといふことを言つておりますよ。しかし、今おっしゃつたように、一方的な情報しか与えられないのではそれは反対に決まっていますから、これはもう北方四島はソ連の固有の領土であるといふ宣伝ばかりしか聞いていない国民は、何で返すのかねといふことになるに決まっていますから、だから私は、基本的に日ロ関係の平和条約を結ぶに当たつては、条約は破れない、破棄されないといふことをまず確認しなさいませうねといふことなのです。

そのためには今まで平和時に結ばれた例えば一八五五年の日露通好条約、その次の千島樺太の交換条約、こういうようなものの有効性というものを認めてもらわなさいませう。だから、そういうふうには結ばれた条約は破棄されないといふことの確認と、破棄したことは間違ひだつたと。例えば日ソ間の戦時中の中立条約それから五六年の共同宣言、こういうものを一方的に気に食わなくなつたからといつて認めないといふようなことでは今後また条約を結んでもいづつうなるかわからない、それは困るのだ、だからそういう約束をまずしてくれといふことを言つてゐるわけなんです。

ですから、向こうが共同宣言の有効性を認めるということに仮になつたとしても、それだけでは足りないわけなんです。昭和三十一年に戻つただけです。昭和三十一年に。だからさらに進めなければならぬ。そのために我々が一致したことは、法と正義に基づいて、領土に関する過去の条約とか往復文書とかいろいろございませうので、そういうものは資料を日ロ両方から出して合つて、それで両方でもつともだと思ふものを両国民に大いに公開してPRをしようといふこと。まずその資料の収集についてはやりませうといふことまではもう一致をしております。

○立木洋君 この間コズイレフ外相が来られて話し合はれたときに、領土問題の解決については反対勢力といふますか反対する人々が、結局今のエリツインの改革、経済改革、これを政治的に利用しようといふといふふうなことを述べて、

だから日本がビジネスに参加するというふうなことになるれば領土問題の解決の前進になるのだという言い方をされたというふうなことが報道されていますけれども、それに対しては日本側はどういう態度をとられたのでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それはロシア内部の話でございますからそのこと自体についてどうこう我々は申し上げませんが、やはり客観的な事実が事実ですから、そういうものをはっきりさせる努力をお互いがしていくことからのスタートなのです。

○立木洋君 きょうは一方的にちよつとお聞きしておきますから。

この間、三月の初めにロシアの憲法起草委員会が憲法の案を提示しましたね。あの中に、ロシアの領土の一部はロシア連邦の国民投票によって示された国民の意思によってしか割譲されないという条項があったというふうに報道されています。この点についてはこの憲法起草の責任者のルミヤンツェフ書記が、南クリル諸島について、これはロシアの領土であって、その割譲は国民投票による承認を必要とするというふうに述べたというふうな言っている。これは一般的なことでなく、つまり千島にも適用されるのだという趣旨のことを担当の書記が述べたと。

もちろんこの憲法が批准されるかどうかこれは別です、いろいろ問題があるから。しかし私は、それが批准されるにしても批准されないにしても、こういう考え方で臨まれているということはやっぱり問題ではないだろうかという気がするのですが、そういう点については、大臣、どういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(兵藤長雄君) 立木先生御指摘のように、ロシア連邦の憲法のこの案というものは、昨年の十一月十一日公表の草案以来ことしの三月二日あるいは三月十八日、さらに四月に入りまして幾つかの修正案が提出をされ、その中に確かにこの領土問題と関連いたします条項条文もいろいろそのときによって変わるわけでございますけれども

も、三月十八日付で言いますと七十八条関係を示していらつしやると思いますが、またそれに対するいろいろな意見が出ているということでございます。

これはあくまでもロシア連邦の憲法論議でございます。どうするかということはあくまでも主権事項の中の主権事項の問題でございますので、今この点で日本政府としてこれについて注釈を加えるということとは厳に慎みたいというふうに考えております。

○立木洋君 それはどこの国でも自分の国の憲法を自分たちで決定する権利がありますから、それについてとかく干渉するという意味合いではもちろんないのです、私が言わんとすることは。

しかし問題は、あれは今言うように、つまり法と正義に基づいて領土問題を解決しなければならぬ。それが違法な形で不正義に基づいてあの領土が併合されてしまったわけですから、これは当然返還されなければならぬ領土だ。だからそういう見地は、向こう側がこれは国民投票によってなんというふうなことを主張しておれば、結局外国の土地を侵略してそこに移民が入って、その移民の投票がその領土を返してもいいですよという結果が出なければ返せないなんというふうなことになる。これは違法だとか不正義というのとは実際には正すことができないことになつちやうわけですね。そういう問題では困るという考え方は、それをどういふ形で言うかは別としてやっぱりきちつとしてこちらが持つておかなくてはならない点ではないだろうか。

何も向こうの憲法を決めることに干渉せよという意味合いでは毛頭なくて、考え方の問題としては、だから私は、これが制定されるされないは別として、批准されるされないは別としても、この領土問題を解決するというのは、大臣がさっき言われたように、法と正義に基づいてでしょう。そういうふうな不当な違法な不正義なことを認めるという考え方があつては困るので、そのことを確認して言いたかつたのですが、それはよろしいで

すね。

いや大臣、頭を下げただけでは記録に残らぬので、一言言つていただかないと。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは法と正義に従つて解決するということを我々は強く主張しております。

○立木洋君 それから二月の作業部会がやつた後、イズベスチヤの二月十二日付の報道で出されているのですけれども、領土問題についてロシア側が出した提起というのは、これまでの経過として領土問題にかかわる問題としては一八五五年の条約とそれから一八七五年の両方の条約を提示しているところ。ところが日本側は、一八五五年の日露通好条約は取り上げておられるけれども、一八七五年の千島樺太交換条約は取り上げていないかのような報道がなされているのです。

これは先ほど大臣が条約を全部きちつと確認するというふうな言われたのですが、イズベスチヤで報道しているのはこれは誤りなのではないですか、それとも提起しなかつたのでしょうか、日本側は。

○政府委員(兵藤長雄君) そこは事實は、常に私も法律的な観点からの議論をいたしますときには、先ほど渡辺外務大臣からも申し上げましたとおり、出発点は一八五五年の通好条約、それと常に組み合わせて申します。私どもも引用いたしますのは、今御指摘の一八七五年の千島樺太交換条約でございますから、これは常にこの問題に明確に言及をし、この問題を提起いたしております。

○立木洋君 そうすると、ソ連の報道というのは結局あいまいさがあつた、だから日本側としては両方の条約ともきちつと提示して、これまでの領土問題に関する両国間の条約としてはこれが前提としてあるのだということは明確にされているわけですね。

○政府委員(兵藤長雄君) ソ連の報道よりは別といたしまして、事實は明確に私どもは千島樺太交換条約というものを歴史的な文書の一つとして指摘し取り上げておるということでございます。

○立木洋君 ソ連の元科学アカデミーの研究員のブラギンスキーという方が、日本が北方領土四島しか返還を求めていないのはこれ自体は日本側の妥協であるということ論の中で指摘されているのですが、これについてはどういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(兵藤長雄君) 日本国政府の北方領土問題につきましては立場は、繰り返すまでもないことでございますけれども、ソビエト連邦、現在のロシア連邦に対して返還を求めておりますのは我が国固有の領土である北方四島で、そのほかにサンフランシスコ平和条約におきましては南樺太、千島列島を放棄いたしましたことでもございます。したがって、これはすべての権利権原を放棄したということでございますから、御党の御主張は承知いたしておりますけれども、日本政府の立場は、千島列島も永久に放棄した地域に入る、したがって千島列島、南樺太を日本政府として再び領土問題としてロシア連邦に提起するという考えは全くないというところでございます。

○立木洋君 そうすると、向こう側が提起している北方四島しか日本側が要求していないのは、これは日本政府側の妥協であるという主張はお認めになるわけですね。

○政府委員(兵藤長雄君) 私は、妥協とおっしゃるお言葉がこの場合に当てはまるかどうかは疑問に思います。

と申しますのは、日本政府の北方領土に關します立場は、あくまでも我が国固有の一度も外国の領土になつたことのない領土、しかもサンフランシスコ平和条約で放棄していない領土、これが返還を求めている領土であるという一貫した主張から出てきていることでもございますので、もともとこの千島列島、南樺太も主張したいのだけれども何かの政治的な理由があつてそれはあきらめたという事情は全くなかつたとは私は承知をいたしております。

○立木洋君 妥協という言葉は私が使っているのじやないのです。これはソ連側が使っているとい

う意味で私は注目しているわけです。ですから、交渉というのは相手側と交渉するわけですから、向こう側がどういう考え方をしているのかということをやつぱり十分に確めた上で交渉しないといけない。日本共産党が妥協なんて言葉を使っているわけじゃありませんから。そういう意味で日本政府はどういうふうな、つまり法と正義ということを買いてこの問題を解決するのだというふうにおっしゃっているから、そういう点では全く問題がないのかどうかということをお尋ねしておきたかったわけです。

言うならば、第二次世界大戦の戦後処理の問題について正しい解決の仕方というのは、やはり領土不拡大の原則ということが明確にされているわけですから、ましてや今ソ連の中でもヤルタ協定自身の問題点がいわゆる批判され、やり玉に上がつてきて、ああいうこと自身が誤りだったというスタリンのやり方の批判も出てきているわけですから、本当に変な形で妥協するのではなくて、法と正義を貫くと言うからには徹底してそれを貫かぬといけないと思うのです。だから、放棄しなくてもいい領土さえ放棄してしまつたという点に私は日本側の弱点があると思うのです。これまでもう繰り返し私たちも指摘している点ですが、そういう意味での整合性を持つ。

最後に大臣にお聞きしたいのですが、今度ロシアを訪問する場合の基本的な点はもちろん法と正義という点でしょうが、私は今幾つか述べて事実関係を確かめたのですけれども、その点について特に今度ロシアに行つて交渉する場合の点で何か特別に述べておきたいことがありましたら述べておいていただきたいと思います。私が今まで幾つか質問した点に就いて。

○國務大臣(渡辺美智雄) 法と正義に基づいて客観的な証拠を出し合つたところから出発をしていかなきゃならぬと、一口で言えばそういうことです。

○立木洋君 終わります。

○高井和伸君 旅券法の改正につきましては、い

ろい疑問もありますけれども、基本的にはやむなし、賛成という立場でございます。

そこで、旅券法全部つらつら読ませていただいて、細かい点いろいろな面でお尋ねしたいと思いますが、まず先ほどから旅券を発行することは行政サービスだと、こうおっしゃっておられます。旅券という概念が表から法案に書いてないのです。旅券とは何ですか。まずそこらちよつと。

○政府委員(荒義尚君) 先生御指摘のとおり、旅券の定義は我が法令上ございません。また、諸外国でもそういうものを定義しているのは余り私も承知しておりません。

しかしながら、国際的にも旅券というものは、その当該政府が所持人の国籍及びある範囲の身分事項を公に証明し、かつ外国の官憲に対しして必要な場合に扶助、援助を与えるよう要請する公文書であるというのが確立した概念でございます。

○高井和伸君 そういったことを取り決めた条約というよりは、そういうふうなもう長年の外交慣行ででき上がつていて余り疑問も挟む余地もないということなのだけれども、じやなぜ条文化しなかったのですか。

○政府委員(荒義尚君) 私も正直申しますとちよつとつまびらかにしません。

先生御案内のとおり、我が国におきましても旅券の歴史というのは明治新政府が始まつてからずっと続いておりまして、その間の文書にもその定義らしいものは見当たらないということで、国際的に固まつた概念なので改めて法令化の必要がなかったというふうに一応私どもは理解しています。

○高井和伸君 私がこんなことを言うのは、旅券を発給するという概念が使つてあります。旅券を交付するという概念が使つてあります。そうすると発給という行為は、私の今までの概念からいって、ある意味では、旅券の所持者に対して国が外国に対してある種の保護をお願いしますよと、外務大臣と書いてはんと判こ押して出す以上は、あ

る利益のある有利なというアドバンテージというかそういう地位を与えるという面では、単なる事実行為ではなくてかなり行政処分的な公権力の行使としての発給行為だというふうに一応私は理解するのですが、有権解釈はどういうふうになっていますか。

○政府委員(荒義尚君) 御指摘のとおり、旅券の発給という行為を私ども行政官庁サイドから見ますと、これは行政処分というふうに理解される概念でございます。

○高井和伸君 そうすると、なぜ交付という概念をこう仰々しくいろいろ条文の上で書くのですか。

○政府委員(荒義尚君) 先生御指摘のとおり、旅券法には交付あるいは発給ということはいろいろ使われております。一応この条文から読みますと、発給というのは旅券を現実には作成すること、それからその管理のための必要な手続を経ること、実際に申請人に交付すること、これを広く包含した場合に発給ということを使っているようにございます。

○高井和伸君 そうしますと今度は、私がああこの言のうのも行政手続法というものが今国家の組上にながつていてということからの視点が一つございます。発給あるいは交付する期限という約束する国民に対するサービスとして、申請があつてから何日以内に発給しますというふうな公の明らかにした基準というものは法令が何かに出ているのですか。

○政府委員(荒義尚君) そういう申請がありましてから発給まで何日以内というものを公に定めた法令、規則等はございません。

しかしながら、実際問題として私どもも発給を急いでおりまして、おおむね一週間あるいは長くても十日以内には必ず出すというふうにスピード化を心がけておるつもりでございます。

○高井和伸君 続いて十三条あたりのことについてお尋ねしますが、ここでは発給しないことがあつてということ制限的な事項が第一項の

一号から二、三、四、五とあります。こういった条項を入れて旅券を発給しないこともあるというその制度的な理由というのは、大体見当はつくのですが、ばちつとやうとやういふことになるのですか。

○政府委員(荒義尚君) どれほど明快にお答えできるかわかりませんが、これは一言で言いますと、御案内のとおり、旅券は憲法二十二条第二項にいう渡航の自由を具体的に実現する手段でございますけれども、したがって基本的な人権の一つとして重要な権利でございます。ただし他方におきまして、他の基本的人権と同じように合理的な範囲内で制限に服することがあるということでございます。そこで言う公共の福祉のための合理的な制限の一つの態様が第十三条一号から五号に書いてあるケースであるというふうに私どもは理解しております。

○高井和伸君 それでは、十三条一項一号の「渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者」というのは、これは普通の国民から見れば何だかさっぱりわかりませんが、自分がそういう人物なのかどうか。わかりませんが、これは一般的にはどうやって国民はこれに該当しないということを知ることができるのですか。

○政府委員(荒義尚君) これはあくまで渡航先となるべき国がそういうことでもし行つた場合に入国を拒否するという話でございますので、あらかじめ周知徹底すべき事項ではございません。

○高井和伸君 そうすると、これは要するに親切しておいて向こうが入れないというのなら、それは向こうの国の都合なのであつて、日本国のせいではありませんからなというのをあらかじめ予告する程度のふんわりした規定だということになると、やや何か不規則規定みたいな感じがせぬでもないのですが、どうでしょうか。

○政府委員(荒義尚君) 私ども、外国政府からあらかじめ連絡を受けている場合もございます。そ

ういふ場合には、その当該申請者から旅券の発給申請がありした場合にはその事案についていろいろ慎重に審査します。しかしながら、先ほど申し上げましたように、一般旅券の制限というのはあくまで公共の福祉のための合理的な制限に服するという基本原則がございますので、私どもは発給拒否あるいは制限は非常に慎重に取り扱っているというところでございます。

○高井和伸君 そうすると、こういったものがある意味で、ビザという概念もちよつと私も正確には把握しておりませんけれども、ビザという概念の先取りのな発給要件に取り込んだというようなイメージでいいのですか、これは。

○政府委員(荒義尚君) ちよつとあるいは御質問の趣旨を取り違えたとすれば申しわけありませんけれども、他方、査証といひますのは例へば我が國の場合は、外國の人が我が國に入國を欲する場合において、我が方の出先機関においてあらかじめ当該外國人が我が國に入國することについて外交上支障がないかどうかを事前審査するというところでございます。そういう意味では、こちらの十三条一項はあくまで我が國民が外國へ行く場合に我が方がやはり外交的等々の見地から好ましくないといふことを判断することあるべしという規定でございしますので、査証の問題とはちよつと違ふかと思ひます。

○高井和伸君　そうすると、先ほどのお話のもとへ戻りますけれども、合理的な制限をとして公共の福祉といった場面においてこの一号がその線上にあるのだと、こういったときの公共の福祉とは何なのですか、一号の場合。

○政府委員(荒義尚君) お尋ねでございますので若干の例示をもってお答えにかなさせていただきますが、第十三条一項の一号でございすけれども、これは具体的には例えば麻薬とか、当該国におきまして当該日本人が以前に不法就労をやったりというようなことを想定した規定でございす。

ついでに第二号等を簡単に申しますと、第二号

は「長期二年以上の刑に当たる」云々でございます。これも非常に多いケースは麻薬であるとかあるいは所得税法の違反等のケースでございます。第三号は「禁錮以上の刑に処せられ」云々でございます。これもいろいろございますが、例示的に申せば窃盗、殺人等ということがございます。第四号はこれは旅券法の違反でございます。虚偽記載をしたりあるいは不正に旅券を取得した等々の場合でございます。四号の二は、海外において経済的に破綻を来したりそういうことで該当得るという場合のケースでございます。それから第五号が先ほど来お話になっております「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足る相当の理由がある」場合というケースでございます。これは実際には最近はこの二、三年はございません。

○高井和伸君 質問する予定の先取りで答えていただきますのであと残りのところをちよつと言いますが、二号のところの後段の方で「外務大臣

○政府委員(荒瀬尚君) 基本的にさようでございます。我々としてはそういうことについて情報を

持つ手先となる機関もございません。

ただし、基本的にはそれで結構でございますけれども、我々がそういう方から旅券の申請を受けた場合において我が方で何かの疑問点がある場合ということももちろん排除されるわけではございません。

○高井和伸君 次に、五号の問題ですが、これは非常にこういうのを何というのですかね、白紙委任条項というか、まるつきり中身が何だかさっぱりわからぬという典型的な条項でして、「著しく且つ直接に」と。みんな形容詞ですね。「日本国の利益」、これは何だかさっぱりわからぬ。「利益又

は公安、これもまたさっぱりわからぬ。「害する

行為を行う虞」、「虞」なんてまたフアジーな言葉が入っておりますが、「認めるに足りる相当の理由がある者」、これは何でも入るし何にも入らないという両方の極端な規定だと思うのですよ。

これは先ほど予防線を張られまして二、三年なかったというようなことをおっしゃっておられますけれども、過去にはあったのでしょうか。

○政府委員（荒義尚君） 過去にはもちろんございました。

○高井和伸君 それでは私の考えますところ、これの中身をもう少し具体化して、条文はこうなっているから一々細かいことを規定できないのだけ

ども我々はこう考えているというようなことで、例えば知事あたりにこういうったものを我々考えていると、通達というのかそういつたことで公に公表して、その具体的な基準を並べたものはまずないのでしょーうね。

○政府委員（荒巻尚君） 御指摘のようなものはこ

○高井和伸君 これは外交上の機密だとかそれこそいろいろな特段な事由があるから出せないという理由もあるでしょうし、定型化ができないという意味もあるでしょうしいろいろあるかと思うのですが、それが一番大きい理由ですか。

○政府委員（荒瀬尚書） これは若干違回しのお客

えをさせていただきますけれども、この五号の運用は、再三申し上げておりますとおり、国民一人一人の基本的人権にかかわる問題でございまして、我々非常に慎重に運用していることは再三申し上げました。それで、本年に基づく行政処分に対する

まして訴訟を過去にも提起されて、行方不明に陥っているという関係があるわけでございまして、したがって、これを何か通達のごときものであらかじめ各都道府県等々に周知徹底せしめるにはちょっとなじまない問題である。

ただし、ちなみにつけ加えてお答えさせていただきましても、五号の規定自体につきまして

は過去におきまして最高裁の判例もございます。

これ自体、規定が違憲である等々の意見はござい
ませんで、そこは最高裁判決においても認められ
ているところでございます。

○高井和伸君 この十三条一項の一号から五号までの該当というのは、ある意味では都道府県知事なんか委任したようなレベルではとてもチェックできないのじゃないかと思うのですが、こういったものをシステムとして発給するときこの

○政府委員(荒瀬尚君)　こういう該当するケースについてはすべて外務省、私どもの方で取りまとまっているのですか、裏方というか事務的な分配は。

○高井和伸君 次は十四条ですが、この十四条の趣旨、後段はこういった発給を拒否した場合においてその理由を付した書面を交付すると。これは行政手続法上の規定からいいうとびつたりのいい条文だろうと思います。

問題は具体的に運用でございしますが、その発給の拒否理由は具体的に書くのか書かないのか。例えば旅券法十三条一項一号に該当するその程度の理由なのか、具体的な事実を摘示して書く理由なのか、どつちなのですか。

○政府委員(荒義尚君) 大変難しいお尋ねでございまして、非常にご正直なご答へとなりまして、

が、かつては例えば十三条二号該当ということで不許可とかそういうことを書いていた時代もございました。しかしながら、それをもってしては裁判、訴訟を維持できないということもございまして、現在はならたらず下り具書的なことを書かなくて、

○高井和伸君 続いて今度は、十九条に「返納」という概念がございます。これは申請に対する発給という対比と違って「たん出したものを返せ、こ」ということですから、行政手続上、世に言う不利益処分だとか侵害処分だとかそういった行為に当たるといふことが考えられますが、この二つは異なる点に於いて、限定的なことを書くとい

中にありますが同じく一項四号、これはどんな趣旨

○高井和伸君　具体例がないなんて言われると、あと質問しにくいのですが、一応規定が載っていますから。

三項ですが、三項もこういった返納を命ずる決定をしたときは理由をつけて通知しなさいと。これも先ほどの十四条と同じで、発給を拒否したときと同じで結構なのですが、実はこの手続については本来的な意味からいうと事前手続がないのですね。先ほどの申請に対する発給の拒否という

○高井和伸君 私の言いたかったのは、昔はそうだったかもしれませんが、先ほどもおっしゃられましたように、年間に出ていく人の数が一千九十九万人、そして年間発給するパスポートが四百万か五百万だというようなこういう時代に、それは財源としてはとても魅力的ですけれども、我々が戸籍登録するのにお金を取られた覚えはない。そんなことないかな。登録することについては覚えはないけれども、写しをもらうとき、謄本をもら

それからなお件数につきましては、我々が把握しておりますのは現在年間二百件ぐらい残念ながらございます。

○高井和伸君　あとちょっと形式的なことですが、十一月から機械で読み取るMRPというものを導入する。先ほどの一番初めの質問にもかかわるわけですが、パスポートの様式、形式、そういったものはいろいろ法令集を見ても何も書いてないので、どこにあるのですか。MRPを導入する

そこで、よく私も外国でパスポートを紛失した場合なんか大変に自分自身を証明するというかその辺、これからやはり一千万人以上と旅行者が年々ふえていくわけですから、そういう中でトラ

ブルがだんだんふえていくわけですが、これという大要簡略化された部分はいないので、実際にそういう事件に遭った場合に起きる問題というのとはどういふことが今度は起きるのでしょうか。

○政府委員(荒義尚君) 猪木先生のお尋ねは、これだけ一万を超える日本人が外国へ行っていろいろ紛失等のケースがふえておる、そういう場合の問題というところかと思えますけれども、我々としては最大限支援するというところでございます。

例えば海外で旅券紛失の件数は年間現在七千件ぐらい残念ながらございまして、ふえております。おむねその半分の方は直接日本に帰るという直前に紛失したり盗難に遭うというところでございまして、そういふ方につきましては、土曜といわず日曜といわず最大限スピードアップしまして帰国のための渡航書というものを発行しております。不幸にして盗難、紛失に遭った地点からさらに第三国等々に行かれる方は旅券が要るわけでございしますが、これは若干の身元の照会、発給データの照会がありまして時間がかりますが、これもなるだけ早くということで、早い場合は当日発給をするあるいは二、三日で発給してなるだけそのまま旅行等を続けられるように配慮しているつもりでございます。

○猪木寛至君 よく旅行者の中に、パスポートを持って、パスポート自体初めて持った人というのはパスポート番号、自分の番号すらわからない、私も覚えていませんけれどもね。それからまた、身元というのでしょうか、紛失したときの身元というのはいくつか、紛失したとき的身元とか、例えばホテルやなんかパスポートを預かるケースがありますね。その場合にパスポートがない場合というか、あるいはパスポートをなくして発行してもらう場合のそれにかわる何か、何もない場合はどうするのですか。

○政府委員(荒義尚君) 何もない場合、大変我々も困るのでございしますが、少なくとも氏名、

生年月日等のことは口頭でも聞けるわけです。それで我々、出先から本省に大至急、何のたれがしで例えば生年月日のこういう人について発給事実を確認することをやっておるわけでございまして、そういうことによりまして紛失旅券にかえて新規旅券をなるべく早く再発給してあげるという体制をとっているわけでございます。

○猪木寛至君 赤ん坊の場合、現在使っているパスポートは母親と一緒に写真を撮っていますけれども、今度新しくなる場合にはそれはどういう形になりますか。

○政府委員(荒義尚君) 十一月に導入予定の新型旅券の場合も同じことでございしますが、ちよつと技術的な理由がございまして、併記者といいますがお子様方につきましては別のページに記載するというところで今検討しております。

○猪木寛至君 子供は一年一年変わっていきますから、その場合、子供が独立したパスポートを必要とする年齢というのはいくつなのですか。

○政府委員(荒義尚君) 原則として何歳でも結構でございます。

○猪木寛至君 何歳までは母親と一緒にいいわけですか。

○政府委員(荒義尚君) 併記は十五歳まででございます。ただ、子供さん一人一人が何歳から旅券をとれるかという意味ではそちらの方の年齢制限はございしません。

○猪木寛至君 一つ私どもにも陳情が来ているのですが、犯罪リストに載ってしまったケースというのでしょうかね。私の同僚にもいるのですが、それは犯罪リストに載っていないのですけれども、たまたま赤軍派とかそういう連中と同姓同名みたいな部分で、行かたにハワイやロサンゼルスで何でもないのに捕まって裏へ連れていかれるというケースがあるのです。

今度新しい機械を導入したときに、こういうもの、あるいはそういうリストに載っちゃった場合にはどういふ形をとったらば外国なんかにはそれを理解してもらって消してもらえないか。

○政府委員(荒義尚君) 確かに私どもも、そういう関係者と同姓同名で大変外国渡航の際に迷惑をこうむったというケースが、数は多くございませう、年に一件か二件でございしますけれども、こういうケースがございしました。

ただ、これは非常にそういう疑われたと申しますが、そういうことで不都合に遭われた方にとつてはお気の毒だということで、私どもは一応関係公館の方に訓令を出しまして、先方政府に対して、先方がそういう疑いを持った場合は遅滞なく我が方の在外公館に連絡をしてくださるよう上で、早急に問題がなければ旅行を続けさせるよう申し入れをやっておるというところでございます。

○猪木寛至君 その場合に、そういうことを既にやっていたりもなかなかそれが認められない。日本の国内において今度はそうすると無犯罪証明書というのですか、そういうものを取り寄せるとかどうとかという非常に厄介な注文が出てきます。それは例えば在外公館でそういう保証を相手側政府にすることはできるのですか。

○政府委員(荒義尚君) もし私どもの方に事前にそういうお話を通報していただければ、その方の海外渡航に際しての保護について、支援については相当なことがやれると思えます。

○猪木寛至君 今、EC統合ということで、ECの場合は今後ビザなしということですかね。ECの状況についてちょっと聞かせてください。

○政府委員(荒義尚君) ECの域内国民の移動につきましては、現在EC加盟国内でより一層の簡素化というか、そういう方向で話が進んでいると承知しております。現にEC共通パスポートの導入も一部が始まっています。それから出入国管理の簡素化ということも徐々にやっておるという状況でございます。

○猪木寛至君 ヨーロッパの一部では、パスポートをもうチェックなしで通れるところがありますね。今、日本人がそういう形で通れる国というのは、

○政府委員(荒義尚君) 日本人の場合、我々はE

Cにとりましてはあくまで第三国でございしますの制度としてはそういうものはございせん。特別な計らいということはいけません。

○猪木寛至君 先ほど申し上げたように、年々海外旅行者がふえていくわけですから、それにちよつと関連しましてやはりこれも陳情が来ておりますけれども、なぜ日本の航空運賃は高いのかということが来ておりました。ちよつと一覽表を私どもで調べました。香港で、例えば日本で購入すると七万円するものが現地で購入すると五万七千円で買えるという。

それで、これは私も昔、聞いたことがあるのですが、円とドルの差の問題、それからもう一つは日本における雇用者の賃金の問題とかということの説明があったのですが、その辺についてわかりやすくひとつ説明をしていただけたらと、私も陳情に来た人にこうこういふわけで高いと。

あるいは今の制度、高いのを何かもうちよつと改善する余地があるのか。

○説明員(岡部信泰君) 航空機の運賃につきましては、固定相場制の場合は相手国で買っても出発する土地で買っても同じようにということでレートが固定しておりましたのでできたわけですが、変動制になりましたからこれは非常にしよつちよつと為替相場が動くということで難しくなりました。それからまた、それ以来どちからかといえ日本国内で買った方が高いという状態が続いたわけでございします。

この辺の問題につきましては、基本的にこれは運輸省の問題でございしますけれども、航空会社の方を指導しまして順次に価格差を是正するために日本発の運賃の値下げを実施してきております。

例えば四月十四日現在の運輸省の認可運賃でございますけれども、東京とサンパウロの間を見てみますと、日本発で往復普通運賃を買いました場合に七十六万八千三百円、これがブラジルの方で買った場合にはアメリカ・ドルで四千三百二ドル、大体五十七万六千二百五十三円となりますけれども、例えばワシントンの場合は東京で買いますと四十三万九千円、これが現在アメリカですと

三千二百三十二ドルという事で四十三万二千九百二十六円と、ほんのわずかですけれども向こうの方が安くなる。あるいはモスクワとの間で日本で購入すると現在五万九千九百円、これがモスクワで買いますと四千三百四十ドルで五十七万七千八百六十円、むしろ向こうの方が少し高くなっております。

○猪木寛至君 今、航空運賃の場合、一ドル幾らで設定しておりますか。

○説明員(阿部信泰君) この計算は百三十四円で

行っております。

○猪木寛至君 やはりこれは人情としてだれしも安い切符で行きたい。特に若い人たちが海外旅行へ出ていくときには金をお金をためてというからそういうことで出ていく場合に、例えば日本から出ていくときには片道で買つて出ていきまして帰りに向こうで買つて帰ってくるという人がいますね。往復を向こうで買つていくことは不可能ですか。外国で往復で切符を買いますね、それで日本へ持ってきた場合に、そういうことは許可になつていますか、今。

○説明員(阿部信泰君) これは現在はどこで乗るかという事で料金を設定しておりますので、仮に相手の国で東京発の切符を買いますと、為替レートと同じである限り基本的に料金は同じ、若干交換手数料が違ふかと思ひますけれども、同じということになつております。

○猪木寛至君 例えは日本のスチュワーデスさんとかあるいは機長さんの給料が高いからということとは理由ではないわけですね。

○説明員(阿部信泰君) それは必ずしもそういうことではないかと存じます。

○猪木寛至君 はい、ありがとうございました。やはりこれも二、三日前に私の方に届きました。陳情なのですが、在ロサンゼルス総領事館の移転問題という事でちょっと質問させていただきますかと思ひます。

私もかつて六四年ぐらいにロサンゼルスにずつとおりまして。私は当時観光ビザで入りまして、

おかげで当時試合をしておりまして捕まりまして、強制送還にサインをさせられた。それで一生懸命領事館に通ひまして何とか新しいのを発行してもらつた。当時は緩やかでそういうことを認めてもらひましてワーキングビザを取りましたが、そういう意味で今非常にロサンゼルス領事館の仕事の量というのは大変ふえていると思うのです。

そこで、この領事館の移転問題について地元の皆さんとかこの人たちが非常に反対の意見を

出しているという事で、これは外務大臣にも嘆願書が出ているようですが、小東京を守る会が発足して、移転反対の嘆願書を二千名以上の人が総領事に渡したそうです。その辺のいきさつについてちょっと聞かせてください。

○政府委員(佐藤雄雄君) これは一昨年にあります。平成二年の秋ぐらいから現地の総領事館の要望が本省にございました。基本的には御指摘のとおり、スペースが足りないという事で移転をしたいという話でございまして、本省の方もその事情、従来からスペースが足りないことはよくわかつていたものであります。それについて基本的に了承したという事で話が進んでいって、現地の方々から反対の意見が出てきた。これもまたある意味ではありがたいお話でありまして、総領事館があることがリトルトーキョー地域の一つの支えになつてきたことでもあるので、それに出ていってほしくないという、我々外務省の立場から見ればまた非常にありがたい御意見であつたわけ

です。

私が承知している限りでは、総領事館の方で何回か繰り返してリトルトーキョーの方々のいろいろな形で話し合いがあつたやうであります。それで最終的には、というのはことしの春になつて、そのリトルトーキョーの方々の会の方々の中で一応しやうがないかという話になつたという事も何つてはいるのですが、他方、その後におきまして我々の方に反対の御意見も寄せられているわけ

ありまして、これはこれからどうするか、今よく考えているところでございます。

今のところに入りましては、現地補助員も入れて二十名もないときに今のスペースのところに、だんだんと増えまして三つのフロアを使つていようであります。余りにも手狭だということは一方向でございます。他方で、現地の方、リトルトーキョーの支えとまで言つていた

だいていられるわけですからこれをどうするかということ、やはり日系の方々御意見あるいは現地の日系企業の方々の御意見も聞きながら進めていかなきゃいけないと思ひますので、そういう状況で今考えているところでございます。

○猪木寛至君 今の全体的な坪数、ちよつと私も調べましたらこれは四百七十二坪という事で、一人当たり九・八坪というのです。これはちよつと私もわからないのですが、より広いスペースがあつた方がいいに決まっています。一番不都合で移転しなきゃならぬということは、狭い問題と、ほかに問題はありますか。

○政府委員(佐藤雄雄君) 私が承知しています限りでは、手狭な問題という事は前からあるわけでありまして、それプラス次々と増えしやうしていった結果三つのフロアに分かれていっているという不便だということはあるやうであります。

○猪木寛至君 今、在外公館、日本政府が所有しているものというのはいくらあるのでしょうか。

○政府委員(佐藤雄雄君) ちよつと私はそこまで存じておりません。

○猪木寛至君 後でまた調べていただければいいのですが、あることはあるですね、これは。何にもないということじゃなくて幾つかはある。

○政府委員(佐藤雄雄君) おっしゃつておられる点は建物の所有権が日本政府にあるものと、そういう意味でございませう。

○猪木寛至君 土地も含めてですね。

○政府委員(佐藤雄雄君) ございませう。

○猪木寛至君 この地元の人たちの声は、湾岸戦

争のことを引き合いに出してありますが、そういうことで日本はお金がかつていような感覚で言う人もいますけれども、とにかくそういうような国の財産としてひとつ土地も含めて新しいものを象徴としてリトルトーキョーにつくつてはいかかという声があるのです。

これは政務次官がたしか陳情のときに答えてい

るのですが、そういう予算は現在ありません。施設あるいは維持費ですが、それから不動産取得というものを全部ひくくても平成四年度四十五億円しかありません。そういう計算、数字を見れば確かに無理かなと思ひますが、やっぱり今一番外務大臣が力があるわけですから、その辺でロサンゼルスはどうせやるならば在外公館もひとつ日本の政府で思い切つていいものをつくつたらいかかかと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(佐藤雄雄君) 一般論で申しまして、在外公館を次第に国有化していこうという事は一つの方針としてあるわけございまして進めて

いるわけでありまして、もしそういう見地から見ますと、いろいろな新しい要請というのが次々と出てまいりますので予算のことに加へまして重点をどこに置かうかという問題もあると思ひます。御承知のとおり、これから新しくできた国々における大使館の問題とかいろいろございませう。

そこで、このロサンゼルス点について今我々が考えています点は、やはり何年も長くリトルトーキョーの方々の、おっしゃるとおり、心の支えになつていたという事であるならば、そこは十分御理解を得ながら対応していかなくやいな

いということございまして、土地が若干あるということも私は聞いておりますけれども、またそこをやりましてこれは先づつと先の話になりますので、今のところは一方におけるスペースの需要と他方における現地の御要望とをいかに両立させていくかということを考えていきたいと思ひて

スコにおいて日本人町にあったのがよそに移ったということとそれ自体が全部寂れてしまったということとを聞いております。そういうことでよろしくお願いいたします。

そして、ちよつと北方領土問題についてお伺いしたいと思うのですが、この二、三日というが、一連の人民大会の報道がなされております。前回私がソ連に行った折にいろいろな人と会見してきまして、そして今エリツインの政権基盤が非常に弱いということを指摘したと思うのです。それで、きよの新聞ですけれども、大統領が首相を兼任する現在の政府を三カ月以内に更迭することを意味しており、同大統領は首相職の放棄を余儀なくされているというような記事が出ております。先ほども同僚議員からの話の中で、北方領土問題が非常に政権基盤がしつかりしないとだれと話をしているのかということが一つ大きな問題になると思うのです。

そこで、私のところに一つ届いたものがありまして、「同郷人 コザクに反対」というこれは「自由なサハリン」新聞社あてに入つたものなのです。

南千島住民の組織する同郷人協会百五十八人はサハリン州知事宅にメッセージを送つてきた。

その内容は、コザクが南千島を開発利用することに反対し、州知事フョードルフがコザクの発展のために奨励努力することを検討していることに反対するもので、メッセージは、コザク改革派は以前の共産党幹部の援助により実行することを予定している。

千島住民の声は、住民の賛成なくコザクの千島への移住、州知事のメッセージに対する積極的な援助は千島における平和な生活の終止符だとのメッセージは、北方領土問題に対する住民の見解が変わつてきていることを明記している。私たち住民は、万一千島を日本に返還する場合でも武器をとって反対しないことは以前より明確になった。

州知事は、コザクの改革派愛国者を雇用し問題の北方領土に移住させることに努力しているとメッセージには明記してある。ということがあるのですが、ひとつ国後島民の私たちの声が、一番の当事者はそこに住んでいる我々だ、その我々を無視してサハリン州知事と日本政府は話をしているじゃないかという意見があるのですが、これについて今までのような作業をされてきたか。

○政府委員(兵藤長雄君) 北方領土問題の交渉は、間違ひなくソビエト連邦から引き継がれたロシア共和国連邦政府、直接はロシア連邦外務省といたすわけでございます。そこについてはロシア連邦政府の中にも何ら疑念はないというふうに思っています。

今、猪木先生のおっしゃつたコザクの団体でございませうけれども、今ロシア連邦の中にはいろいろ北方領土問題についての賛否両方ございませうけれども、特に反対する団体がございます。このコザクの団体は最も北方領土問題で強硬に返還に反対している団体というふうに承知しております。

全ロシア・コザク連盟首領会議と呼ばれるものが、ことしの二月の二十日にサハリンで開催されまして、ユジノサハリンスクというところであつたようでございますが、そこで声明なるものが採択をされ、私もこの声明文というものを入手したわけでございます。その中に、この北方四島は「ロシアのコザクによつて発見され、記述され、獲得された」ということにこの声明文は始まつているわけでございます。それで、最近ロシア連邦におきましても、ロシア中央の新聞、テレビを通じて、日本にこれらの島を渡すキャンペーンが行われ始めたというように懸念を表明いたしました後で、こういう虚偽のキャンペーン、つまりロシアで行われているキャンペーンの即時中止、それから国境見直しに関する交渉は、非公式、公式を問わずこういう交渉をすべて中止せよというようにある、あるいはこの経済水域の実効的な防衛を確立せよ等々のことを言っているわけでございます。

これに對しまして、むしろ私もが理解しておりますのは、こういう集會がサハリン州当局、州知事、フョードロフ知事の容認、許可のもとに開かれていたということにつきまして北方領土の住民から、こういうフョードロフ知事の、これは十月の決定と書いてございませうけれども、許可した決定を知らされていなかったということに對する不満、抗議といふものが出てきたというふうに私もは承知をいたしております。

○猪木寛至君 昨日もちよつとサハリン議會の人たちが来ておりましてちよつと話をしました。その中では、実際に賛成派が六割で反対派が四割と、四割の中にもまだまだ、先ほど大臣がおっしゃられました、情報が十分伝わっていないということですね。

やっぱりの問題を解決していく部分では、確かにロシア政府と同時に地元の人たちの声という部分で一番いいのは、その人たちは日本ともっとも協力していきたいという意識を持つておりますので、日本をもっと知ってもらふ、また我々もできれば早くビザなし渡航が一般のレベルまで実現してほしいと思つております。きよはもう時間が余りありませんから、最後にその辺の今後のビザなし渡航とそれからその後の見通しについてちよつとお聞かせ願ひたいと思つております。

○政府委員(兵藤長雄君) 先ほどの件につきまして、もしかりそめにも北方領土の解決に強硬に反対をするグループがこの時点で北方領土に移住するといふようなことがあれば、私もとしてはこれはまさにこれから法と正義によつて話し合ひを始めるというこの時流に全く逆行するものといふことで、万が一にもそういうことがあればこれは大変我々としては容認できない行為であるといふことだけは申し上げておきたいと思つてございませう。

ビザなし交流につきましては、これはいろいろな経緯を経まして渡辺外務大臣とコズイレフ外務大臣との間で先般行われました外相会談の席で、四月にロシア側から北方四島の住民をお迎えをする、五月にはこちらから旧島民を中心としたグループが訪問をするといふことで、向こうからは四月二十二日から二十七日まで、約二十名の現在北方四島に住んでおられるロシア連邦の国民が根室市に來られ、北海道に六日間滞在をされるという話が既に具体的に進んでおります。それを受けて、五月に入りまして我が方から北方四島に旧島民を中心とした方々が訪問をするという手はずの話し合ひが今進行しているところでございます。

○猪木寛至君 終わります。

○委員(大瀧淑子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(大瀧淑子君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

旅券法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(大瀧淑子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思つて存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(大瀧淑子君) 御異議ないと認め、きよう決定いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後三時三十三分散會

平成四年五月一日印刷

平成四年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局